

笑顔を求めて

－神戸の児童支援－

平成23年度 事業報告

神戸市こども家庭センター

目 次

◇ 平成23年度 事業報告	頁
第1章 こども家庭センターの概要	1
第2章 養護相談の業務	8
第3章 虐待相談の業務	10
第4章 障害相談の業務	13
第5章 非行相談の業務	17
第6章 育成相談の業務	21
第7章 判定の業務	23
第8章 一時保護所の業務	27
第9章 発達クリニック	30
◇ 児童虐待防止110番事業報告	41
児童虐待 夜間休日相談ダイヤル実績報告	46
<資料> 統計	49
1. 受理した相談及び対応の状況	
(1) 年齢別、相談区分別件数	
(2) 相談経路別、男女別件数	
(3) 相談区分別、対応の状況	
2. 受理した相談の区分別等の推移	
(1) 相談区分別の推移	
(2) 相談経路別の推移	
(3) 対応区分別の推移	
3. 研修生・実習生受入実績	

平成23年度 事業報告

第1章 神戸市こども家庭センターの概要

＊「神戸市こども家庭センター」と「神戸市児童相談所」の名称について

平成13年4月1日神戸市児童相談所は、市民に身近な相談機関として位置付けるため、名称を「神戸市こども家庭センター」に改めた。なお、児童福祉法等の関係法規における児童相談所としての役割を行使する場合は、従来通り「神戸市児童相談所」の名称で業務を行うこととなる。

1. こども家庭センターの設置

こども家庭センターは、児童福祉法（以下「法」という。）に基づく児童相談所として、あらゆる相談に応じ、必要な調査、判定に基づいて指導を行う役割を担う児童福祉の行政機関である。

こども家庭センターの業務は、法に定めている児童相談所の通り、児童の福祉に関する事項について次の業務を行うものである。

- ① 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- ② 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ③ 児童及びその保護者につき、②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- ④ 児童の一時保護を行うこと。

なお、こども家庭センターの対象児童は、原則として18歳未満の児童である。

<設置根拠>

「児童福祉法」「神戸市こども家庭センター条例」「神戸市総合児童センター条例」

□神戸市保健福祉局に所属

□神戸市総合児童センター（「厚生労働省事務次官通知」に基づく大型児童館…神戸市社会福祉協議会運営）と併設

<沿革>

昭和31年11月1日	生田区楠町に設置（政令指定都市となり兵庫県より移管）
昭和32年12月	生田区橘通1丁目1に移転
昭和33年2月	一時保護所開設
昭和40年2月	兵庫区東山町4丁目20に移転
昭和62年11月16日	中央区東川崎町1丁目3-1（神戸市総合児童センター内）に移転
平成7年1月17日	阪神・淡路大震災による庁舎復旧工事のため一時仮移転 一時保護部門（平成7年3月1日～平成8年4月20日：若葉学園） 相談・判定部門（平成7年11月1日～平成8年4月20日：総合福祉センター）
平成13年4月1日	名称を「神戸市こども家庭センター」に改正し、事業所の格付変更のうえ副所長を配置 児童虐待に対応するため、「家庭支援係」を設置
平成14年4月1日	子育て支援室担当主幹（保健師嘱託）を配置
平成17年4月1日	総務担当主幹を配置
平成18年4月1日	家庭支援係に主査（係長級）を配置
平成19年4月1日	家庭支援係に主査（係長級）を配置
平成19年10月1日	発達障害ネットワーク推進室（発達障害者支援センター）が発足
平成21年4月1日	発達障害ネットワーク推進室（発達障害者支援センター）が保健福祉局障害福祉部の出先事業所となる。
平成22年4月1日	「育成相談係」を設置
平成23年4月1日	児童虐待対応担当主幹を配置

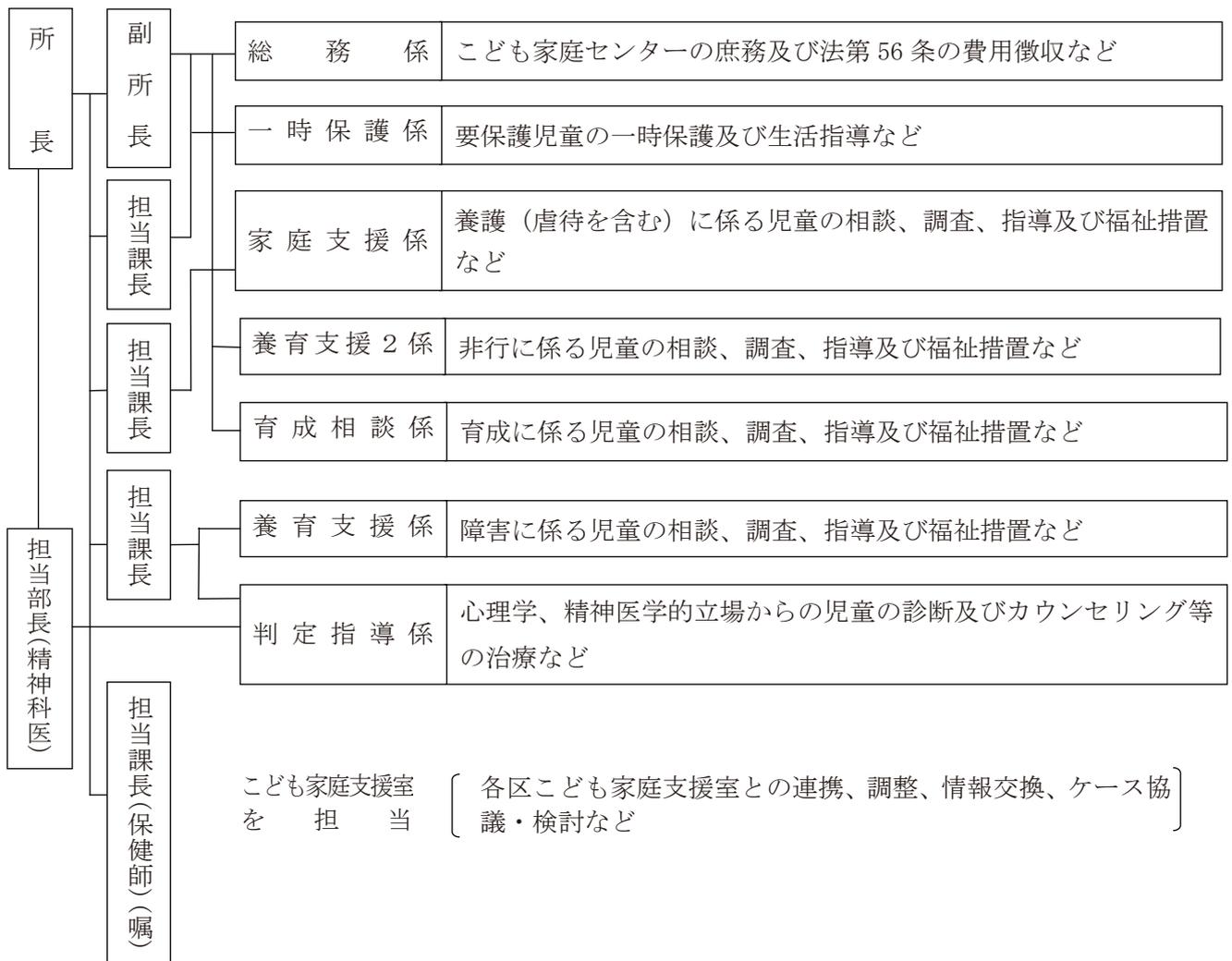
2. 相談の内容

こども家庭センターで応じる相談の内容は、きわめて多岐にわたるが、神戸市では次の4群の相談区分を行い、それぞれに児童福祉司を配置している。

- ① 保護者のいない児童、虐待されている児童のほか、環境上養護を要する児童で家庭養育が困難な児童に関する相談（養護相談）
- ② 盗み、粗暴、家出、薬物乱用等の問題行為又は触法及びそのおそれのある行為のあった児童に関する相談（非行相談）
- ③ 心身に障害のある児童の療育相談、各種の福祉サービスの提供に関する相談及び施設入所等の福祉措置などの相談（障害相談）
- ④ 児童の性格、適性、しつけ及び不登校や家庭内暴力、性格・行動等の問題を持つ児童に関する相談（育成相談）

3. こども家庭センターの組織（平成24年4月1日現在）

各種相談に応じるために、児童福祉司、児童心理司、医師、児童指導員、保育士、看護師、相談員、保健師、虐待対応協力員等が、それぞれの専門性を生かし、こども家庭センター全体でチームワークを保ちながら、下記の組織体制で児童等への援助活動を行っている。

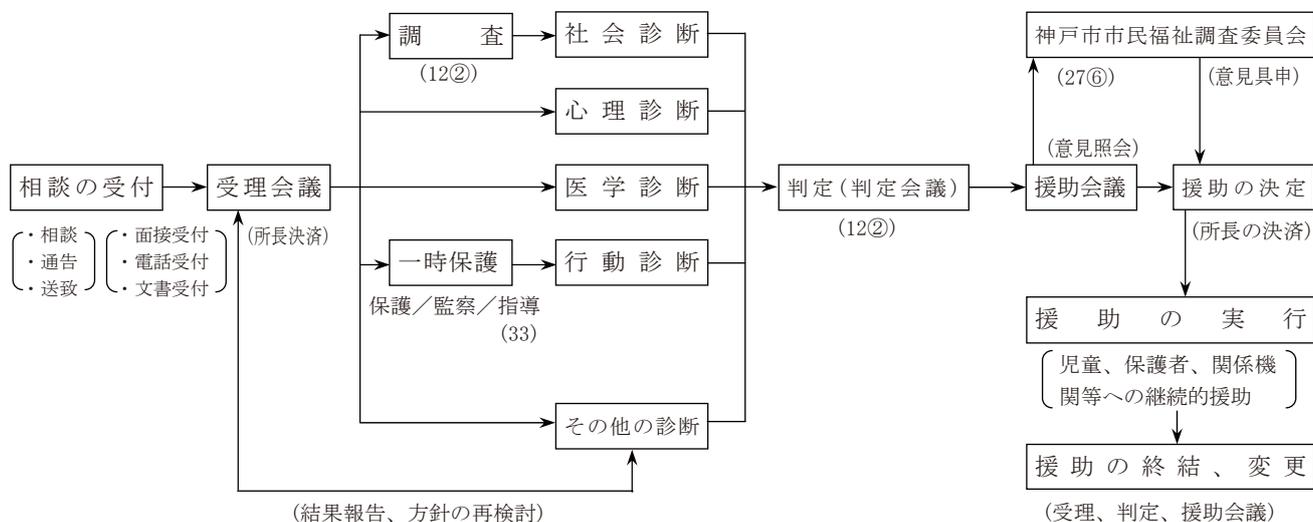


4. 職員配置（平成24年5月1日現在）

職名・職種等 職務・係別	職 員												嘱 託								計 合 計						
	所長	部長	課長	係長	事務	児童福祉司	児童指導員	保育士	看護師	保健師	児童心理司	技術職員	運転手	調理師	課長	事務	児童指導員	保育士	虐待対応協力員	学習指導員		厚生相談員	虐待・非行児童対応	障害相談インテーク	里親開拓推進員	非常勤小児科医	
所長	1																										1
副所長			1																								1
精神科医		1																									1
保健師														1													1
総務係			1		2						2	1			1												7
一時保護係				1			4	8	2					3			1	1		2						2	24
家庭支援係			1	3		10				1	1								1		1			1		1	19
養育支援係			1	1		6																1					9
養育支援2係				1		5															1						7
育成相談係				1		3																					4
判定指導係				3							8																11
計	1	1	4	10	2	24	4	8	2	1	9	2	1	3	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	85

職員：72 嘱託：11 非常勤嘱託：2 合計 85名

5. 児童相談の流れ



(注) () 児童福祉法

こども家庭センターは、法第12条2項に基づく家庭その他からの相談、法第25条に基づく通告や法第25条の8に基づく福祉事務所長からの送致による相談について「受理会議」を開催し、相談についての主たる担当者、調査、診断、一時保護の可否を協議・検討する。担当者となった児童福祉司は、その児童についての社会調査をもとに「社会診断」を行い、児童心理司は面接、観察、心理検査などをもとに「心理診断」を、必要に応じ精神科医が問診診察、検査などによる「医学診断」を、更に一時保護を行っ

た児童については児童指導員、保育士が「行動診断」を行う役割を担っている。

これらの各診断をもとにこども家庭センターでは、児童の人格形成及び児童のおかれている環境等について専門的な分析を行うことによって総合的な判定を行うこととしている。

そして、各担当者はそれぞれの診断をもとにその児童に必要な援助について協議、検討を行い、それらの結果に基づき事件の主担当者となる児童福祉司が援助指針を作成する。

作成された援助指針案は原則として「援助会議」に諮ることとなるが、そこでの検討は児童や保護者の意向をもとに、児童の人権が守られ児童にとって最善の利益の実現を図り、かつ児童に最も良い発達、成長をめざした問題の解決を模索のうえ、援助方法を決定することがこども家庭センターに課せられた役割である。

なお、子どもまたは保護者の意向とこども家庭センターの措置とが一致しないとき、法律や医療等の幅広い分野の専門的な意見を求める必要があるとき、その他児童虐待の事例等については、「神戸市市民福祉調査委員会・権利擁護部会」の意見を聴くことになっている。

6. 相談等の状況

平成23年度の相談総件数は5,436件で前年度に比べ213件（4.1%）増加している。

相談種別毎の推移は次のとおりである。

養護相談（虐待相談を含む）は967件で前年比4%増加している。

障害相談は3,548件で前年比8%増加している。

非行相談は342件で前年比20%増加している。

育成相談は366件で17%増加している。

表1 相談件数の推移

（単位：件）

また、養護相談に含まれる児童虐待に関する相談については、平成16年度から増加が続き、23年度は過去最高件数となった前年度と同じ610件となった。

こども家庭センターでは、平成13年度より組織改正を図り副所長制度を導入するとともに、虐待への対応を強化するため「家庭支援係」を新設。

さらに、平成14年より各区に「子育て支援室」が開設されたことにもない、担当主幹（保健師）を配置し、連絡会の開催等を通じ、相互の連携を深め、児童虐待への早期対応と再発防止等に取り組んでいる。

平成18年度には家庭支援係に係長級職員をさらに1名配置し、地域分担により、虐待通報や相談に対して機動的に対応することとした。

平成19年度には家庭支援係に係長級職員及び担当職員を各1名配置し、虐待により分離した家族の再統合を図る事業を推進することとした。

平成22年度には育成相談係を設置し、養育支援係と養育支援2係で分担していた育成相談について、その全般を担当することとした。

平成23年度には、児童虐待に関する相談・通報の増加に対応するため、児童虐待対応担当の主幹を新設した。

種別 年度	養護 相談	障 害 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	その他	合 計
19	641	3,316	410	324	482	5,173
20	542	2,963	355	291	502	4,653
21	636	3,088	426	262	497	4,909
22	932	3,271	285	312	423	5,223
23	967	3,548	342	366	213	5,436

表2 年代別・相談種別件数の状況

(単位：件)

相談別	年齢区分	就学前	小学低学年	小学高学年	中学生	その他	合計	構成比%
養護		410	153	163	131	110	967	17.8
心身障害		1,913	594	458	416	167	3,548	65.3
非行		0	8	23	256	55	342	6.3
育成		11	45	74	189	47	366	6.7
その他		56	25	20	10	102	213	3.9
合計		2,390	825	738	1,002	481	5,436	100.0

養護の内「虐待」関係

	年齢区分	就学前	小学低学年	小学高学年	中学生	その他	合計	構成比%
虐待		282	118	95	87	28	610	63.1

図1 相談種別相談件数

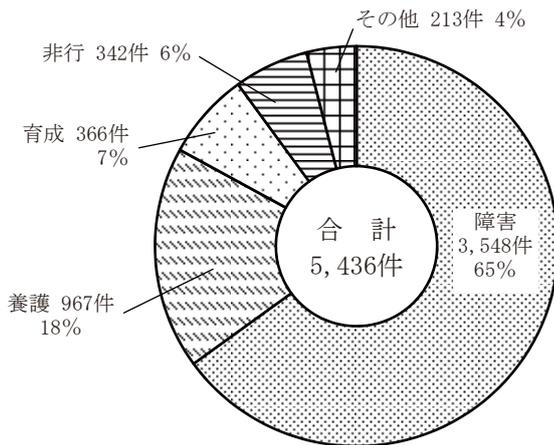


図2 年代別相談件数

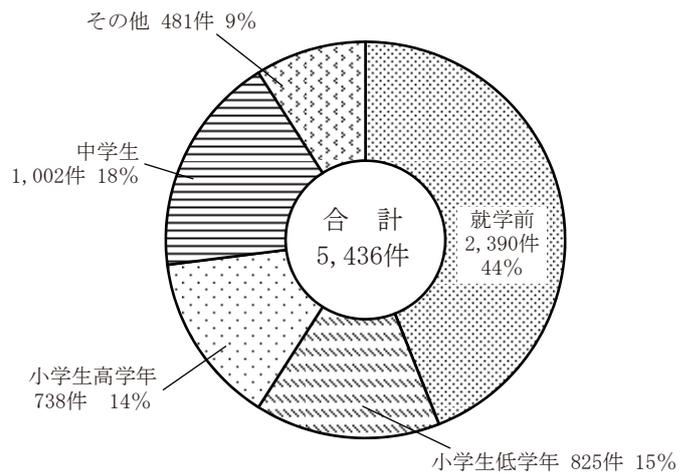


図3 相談経路別相談件数

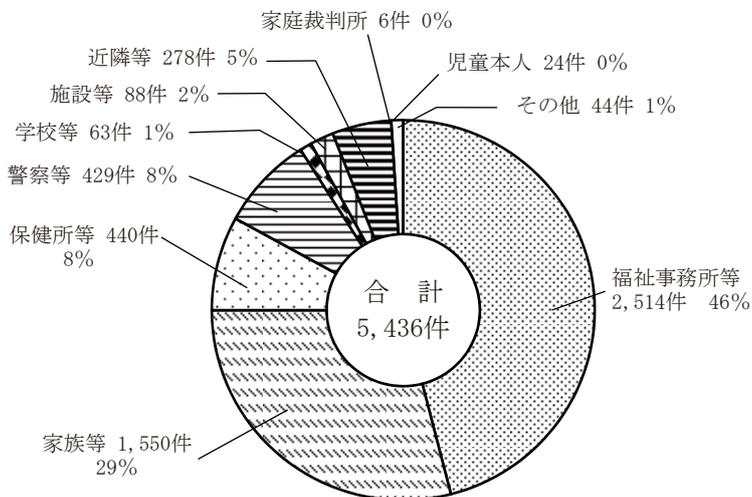
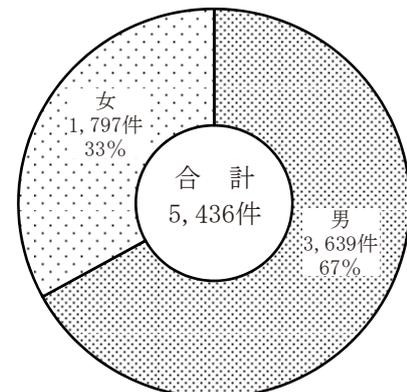


図4 性別相談件数



心理診断及び精神医学的診断件数の推移は、表3のとおりである。

表3 心理診断及び精神医学的診断件数の推移

(単位:件)

種別 年度	養護 相談		障害 相談		非行 相談		育成 相談		その他		合計		計
	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	
19	292	38	1630	346	103	26	175	75	11	20	2211	505	2716
20	240	48	1997	61	88	14	199	27	0	0	2524	150	2674
21	264	60	1900	84	103	21	208	36	3	0	2478	201	2679
22	286	52	2031	87	76	18	203	32	6	0	2602	189	2791
23	298	62	2127	104	71	20	185	43	1	0	2682	229	2911

7. 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は全国的にみて、相談受付件数が増加し深刻化している。

児童虐待の早期発見、早期対応を図るために児童虐待防止の対策をつぎのとおり展開した。

(1) 神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会（要保護児童地域対策協議会）の開催……2回/年

- ・目的：児童虐待や非行の防止のため、その早期発見と早期対応を図るため、児童福祉に係る機関等が連携し、情報交換、通告体制の確立等を目的とする。

従来の児童虐待防止ネットワークである神戸市児童虐待防止連絡協議会を発展的に改組したものである。（平成19年4月発足）

- ・構成員：民生委員児童委員協議会、神戸市権養護委員協議会、法務省神戸地方法務局、県警察本部、県警察神戸中央少年サポートセンター、県弁護士会、県民間病院協会、市医師会、市歯科医師会、市青少年育成協議会、市立小学校長会、市立中学校、市立高等学校長会、市立幼稚園長会、私立幼稚園連盟、私立保育園連盟、市児童養護施設連盟、市乳児院連盟、市PTA協議会、主任児童委員区代表、Cサポート・こうべ、区保健福祉部等
オブザーバー……神戸家庭裁判所

*会長：こども家庭センター所長 *事務局：こども家庭センター

(2) 通告体制の整備

- ・目的：児童福祉にかかわる様々な研修会等の中で、児童虐待防止に関するテーマを取り上げて、児童福祉関係者等の知識の向上及び通告体制の整備を図る。
- ・対象：地域の児童福祉関係者、教育関係者、学生、施設職員、保護者等
- ・方法：児童福祉にかかわる様々な研修会に職員を派遣する。

(3) 講演会・研修会等

- ・目的：一般市民及び児童福祉関係者に対する啓発

① 子育て市民講座

※神戸市児童虐待・非行等地域対策協議会との共催により開催

- ・対象：一般市民及び児童福祉関係者
- ・時期：平成23年11月30日（水）
- ・内容：「児童虐待の早期発見・早期支援」
～親の態度・子どものサインが早期発見と支援につながる～
- ・講師：横浜中央児童相談所 児童精神科医師 金井 剛
- ・参加者数：210名

② 児童虐待防止シンポジウム

※兵庫県神戸県民局、神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会、神戸市民生委員児童委員協議会との共催により開催

- ・対象：一般市民・主任児童委員・福祉・教育関係者
- ・時期：平成24年2月23日（木）
- ・内容：テーマ「震災時における子供の心のケア～東日本大震災から1年、子供たちは今～」
- ・基調報告：高橋 達男（仙台市児童相談所長）
- ・パネルディスカッション：
 - 高橋 達男（仙台市児童相談所長）
 - 高橋 哲（東日本大震災心理支援センター臨床心理士）
 - 岡本 和久（神戸市こども家庭センター家庭支援係長）
- ・コーディネーター：
 - 芝野松次郎（関西学院大学人間福祉学部長）
- ・参加者数：245名

(4) 児童虐待防止110番（電話相談）【詳細はP. 41参照】

- ・目的：子育ての悩みなどをもとに起こる虐待に対し電話相談を実施し、必要な助言指導を行う。
 - 専用電話：382-0145（すこやかテレフォン0145）
 - 相談受付：平日10～12時、13～16時
 - 相談員：カウンセラー
 - 相談件数：402件 内虐待13件（3%）、〔3歳未満19件、3歳～就学前64件、小学生92件、中学生58件、高校生以上169件〕

(5) 児童虐待防止サポート制度【P. 12に再掲】

- ・目的：児童虐待に対して、効果的・迅速に対応するため、兵庫県弁護士会所属の三人の弁護士と共に法律的な判断及び手続きを的確に行うための検討会を開催する。
- ・実施回数：68回
- ・相談件数：のべ677件

(6) 児童虐待 夜間休日相談ダイヤル【詳細はP. 46参照】

- ・目的：深夜休日にかかわらず起こる児童虐待の防止を図るため、24時間・365日相談体制の強化を行う。
- ・内容：夜間・休日に専任の相談員を配置し、児童虐待の相談や通報に対応する。
 - 夜間休日専用電話 078-382-1900
- ・受付件数：（平成23年度）
 - 通報201件、相談564件、職員への取次ぎ等2,232件、合計2,997件

(7) 保護者カウンセリング【P. 12に再掲】

- ・目的：虐待者である保護者の心理的な葛藤や不安を和らげ、また育児方法の改善により、虐待の防止や家族の再統合の促進を図り、児童の福祉の向上を図る。
- ・実施方法：カウンセリングA：武庫川女子大学、関西学院大学の研究室から紹介を受けた大学教員、学識経験者を中心に行う。
 - ・件数：0件 ・延べ回数：0回
- ・カウンセリングB：大学教員、臨床心理士等によって行う。
 - ・件数：12件 ・延べ回数：46回
- ・カウンセラー7人

(8) 医療的支援強化事業

- ・目的：児童虐待の再発防止のため、保護者に対する精神医学的な援助方針の策定及び医療機関と児童相談所との連携強化を目的とする。
- ・実施回数：6回 ・相談件数：6件

(9) 法医学診断体制強化事業

- ・目的：法医学専門医師による診断体制を確立することにより、児童虐待の早期発見に資するとともに、児童の安全確保を図る。
- ・実施回数（件数）：3回

第2章 養護相談の業務

1. 養護相談

養護相談は、保護者のいない児童、虐待されている児童のほか、生活環境的に養護を必要とする児童など、家庭養育が困難な児童についての相談に応じている。

2. 相談状況

(1) 相談件数

平成23年度の相談件数は表1（P. 4）のとおり967件で、全相談件数の18%（図1）を占めており、昨年と比べ35件の増となっている。

(2) 相談の年齢別の状況

年齢別の状況は表2（P. 5）に示しているが、年齢区分では、乳幼児が410人で42.4%を占め、次いで小学生316人（低学年153人、高学年163人）、中学生131人、その他110人であり、低年齢児ほど保護者の児童養育に関わる負担感が大きいことと、離婚、未婚、低所得、傷病（精神的疾患の割合が高い）など養育を困難とするさまざまな事由が影響していることがうかがえる。

(3) 対応状況

① 養護相談の理由別対応件数は表4及び図5のとおりである。

相談件数では、児童の養育上不適切な家庭環境にある相談が189件で19.5%を占め、社会問題となっている「虐待（疑いを含む。）」の通告や相談は610件と63.0%となっており、最も多い割合を占める。（虐待相談については第3章参照）

全体の傾向としては、児童が養育されている家庭環境を問題とする相談の背景は、低所得をベースに持ち、家庭不和による別居・離婚、子育てへの精神的負担、核家族化による育児の孤立、保護者の精神疾患、アルコール・薬物への依存、DV（ドメスティックバイオレンス）など複雑・多様化し、子育ての基盤となる家庭機能の脆弱化がうかがえる。

表4 平成23年度養護相談の理由別対応件数の状況

	家 出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	傷 病 (入院を含む)	家 族 環 境		そ の 他	計
					虐 待	そ の 他		
児 童 福 祉 施 設 に 入 所	0	0	0	17	25	43	3	88
里 親 ・ 保 護 受 託 者 委 託	0	0	0	1	1	4	0	6
面 接 指 導	0	0	3	79	578	126	42	828
そ の 他	0	0	0	3	10	16	17	46

3月末時点で、一時保護中のケースは含まない。

② 相談の対応状況は表4及び図6のとおりである。

相談に対して、助言、情報提供等を行なう助言指導やこども家庭センターに通所させる継続指導のほか他機関を斡旋するなどの面接指導（措置によらない指導）が828件（85.5%）で最も多く、次いで児童福祉施設への措置が88件（9.1%）である。

なお、里親委託と、委託後の支援を総合的に推進するため、平成21年度より神戸市里親委託等推進委員会を設置。社団法人家庭養護促進協会と連携し、啓蒙啓発、研修を行っており、委託件数は6件（0.6%）となっている。

図5 養護相談の相談種別件数（繰越含）

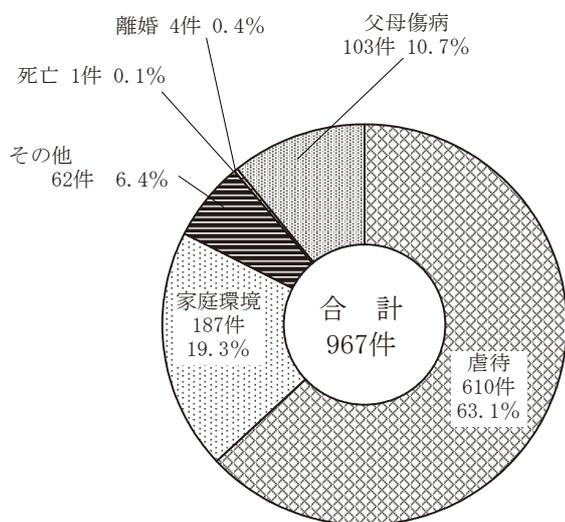
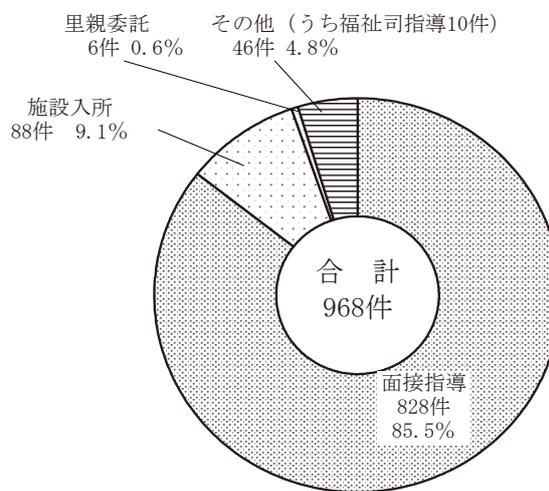


図6 養護相談対応件数



第3章 虐待相談の業務

1. 虐待相談

虐待相談は、相談区分では養護相談の中に含まれている。平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）に対し、身体的虐待（児童の身体に外傷を生じさせる、または生じさせるおそれのある行為）、性的虐待（児童にわいせつな行為の強要・教唆）、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、心理的虐待（心理的外傷を与える言動）の行為をすることと定義付けられている。平成16年10月には、児童虐待の定義の見直しの中で保護者以外の同居人による児童虐待も保護者によるネグレクトの類型として含まれること、児童の前でドメスティック・バイオレンスが行なわれることは児童に被害が間接的に及ぶとして心理的虐待に含まれることになり、平成20年4月には児童の安全確認等のための立入調査等の強化、児童との面会・通信等の制限の強化、また平成24年4月には親権停止制度の新設、施設長等の児童の監護措置に対して、親権者が不当に防げてはならない規定などの法改正が行われている。

2. 相談の状況

平成23年度の相談・通告件数は表5のとおり610件でこれまでの最高件数を記録した前年度と同数であり、2年連続して600件を超える高水準となっている。全相談件数の11.2%、養護相談の63%を占めている。

平成14年3月に、各区に子育て支援室（平成24年度よりこども家庭支援室に名称変更）が設置されたことにより、緊急度や重症度において比較的軽度と判断されたものについては、支援室が独自で調査・対応しており、重度と判断されたものについてはこども家庭センターへ通告・送致されるようになってきている。

3. 相談の内容

被虐待児の年齢と虐待類型の状況は表5、相談経路別は図7、主な虐待者は図8のとおりである。

虐待類型では、前年度に比べ、保護の怠慢・拒否が1.3倍に増加するとともに、性的虐待が増加しているのに対し、身体的虐待及び心理的虐待はそれぞれ減少している。年齢別では、小学生以下が81%を占め、前年度と比較すると中学生が増加し、小学生及び高校生その他が減少している。

相談経路では、近隣・知人からの通告が最も多く256件、次いで警察からが122件、区子育て支援室等73件、家族・親戚からが54件、となっている。

表5 被虐待児の年齢と相談種別の状況

年齢 種類	年齢					合計	（%）
	0～3歳 児未満	3歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生 その他		
身体的虐待	24	45	74	31	17	191	31
保護の怠慢・拒否	38	52	78	32	7	207	34
性的虐待	1	1	1	3	1	7	1
心理的虐待	55	66	60	21	3	205	34
合計	118	164	213	87	28	610	
（%）	19	27	35	14	5		100

図7 相談経路別

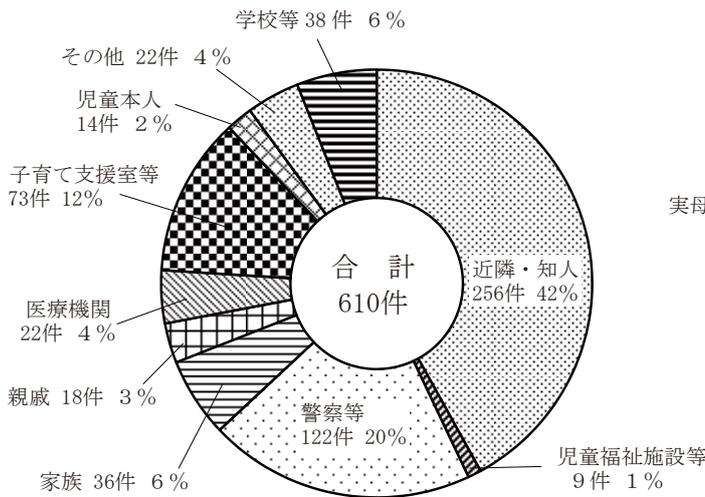
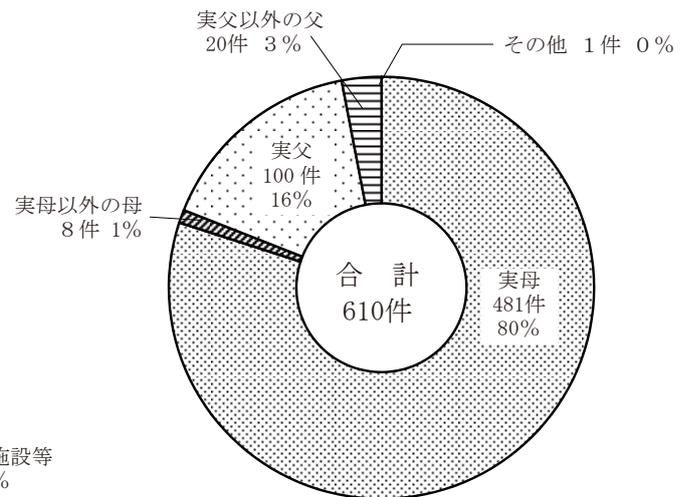


図8 主な虐待者



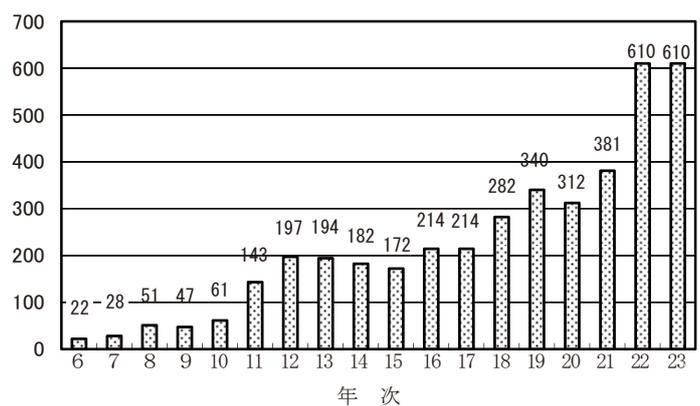
また、主な虐待者は、実父母が96%と前年度と同様大半を占めているが、前年度と比較すると、実母が件数・割合ともに増加している。背景として、「子育て」が核家族・少子化傾向の中、家族関係が単一的な状態となり、近隣との関係の希薄化と相まって、父母への育児負担と孤立化がますます深刻化していることが考えられる。

図9のとおり相談件数の増加した平成11年度以降、問題の発生している家庭からではなく、近隣者や知人や学校・保育所など周辺から相談・通告が多く寄せられるようになった。これはマスコミ報道等により近隣者や知人が虐待について関心を深めたことや、児童に関わる学校教職員や保育士等の理解が深まったことが要因として考えられる。

表6 措置結果(児童福祉法第27条)の状況

措置	件数	割合
児童養護施設	23	88%
乳児院	2	8%
児童自立支援施設	0	0%
重症心身障害児施設	0	0%
知的障害児施設	0	0%
肢体不自由児施設	0	0%
里親委託	1	4%
合計	26	100%

図9 年次別・相談・通告件数の推移



4. 相談対応

相談対応の状況は図10のとおりである。相談に対して親子関係の調整や見直しの助言を行う助言指導、保護者と信頼関係が保たれた中でこども家庭センターに通所させる継続指導と、地域・関係機関の見守りによる継続(観察)指導、措置によりこども家庭センターや児童家庭支援センターに通所させる児童福祉司指導、家庭から施設に児童を入所させる入所施設措置(表6)、他の専門機関を斡旋する方法などで相談対応を行っている。

5. 各区こども家庭支援室との連携について

平成14年3月に各区に子育て支援室（平成24年度より、こども家庭支援室に名称変更）が設置され、子育てについての相談や情報の提供、啓発事業のほか、虐待についての通報による対応も行なっている。

子ども家庭支援室とこども家庭センターは、毎月1回定例の会議を行い、情報交換の場を持ち、それぞれの対応や処遇の調整を行っている。両機関の連携は、今後ますます重要性が増してくると思われる。

6. 児童虐待防止サポート制度について

児童虐待に対し効果的・迅速に対応するため、兵庫県弁護士会所属の三人の弁護士と共に、法的判断を要するケースについても検討会を毎月3回開催しているとともに、個別検討を随時行っている。

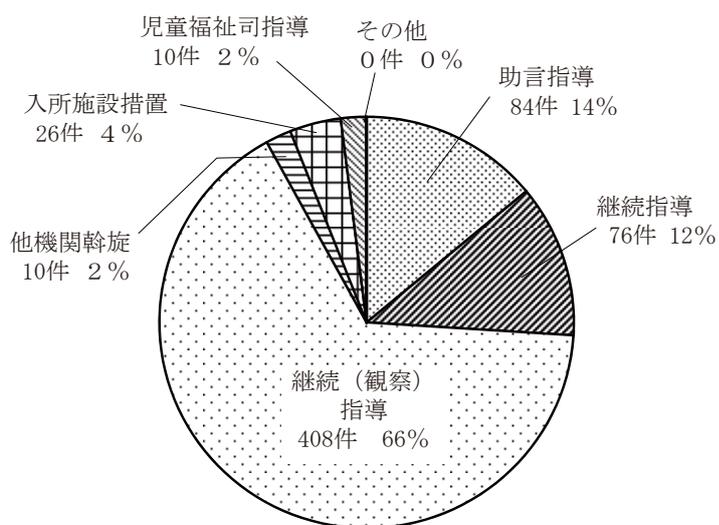
23年度は、68回実施し、のべ677のケースについて協議した。

7. 保護者カウンセリングの実施について

虐待者である保護者の心理的な葛藤や不安を和らげ、また育児方法の改善により、虐待の防止や家族の再統合を図るため、保護者へのカウンセリングを実施している。カウンセリングはA、Bの2コースを設け、Aコースについては、中程度の虐待状況のケースに対し2大学及び大学院の学識経験者を中心に、Bコースについては、重度の虐待状況のケースに対して臨床心理士等を中心に実施する。

23年度はAコースで0ケースのべ0回、Bコースで12ケースのべ46回実施した。

図10 対応結果



前年度処理中件数	27件
今年度相談件数	610件
次年度繰越件数	23件
※今年度処理件数	614件
(※複数回処理ケース含む)	

第4章 障害相談の業務

1. 障害相談

障害相談は、心身に障害のある児童の療育相談及び、各種の福祉サービスの提供に関する相談及び施設入所等の福祉措置などの相談に応じている。

2. 相談の状況

(1) 相談件数

こども家庭センターにおける障害相談件数の割合は、平成23年度の、全相談件数の65.2%を占め、3,548件となっている。

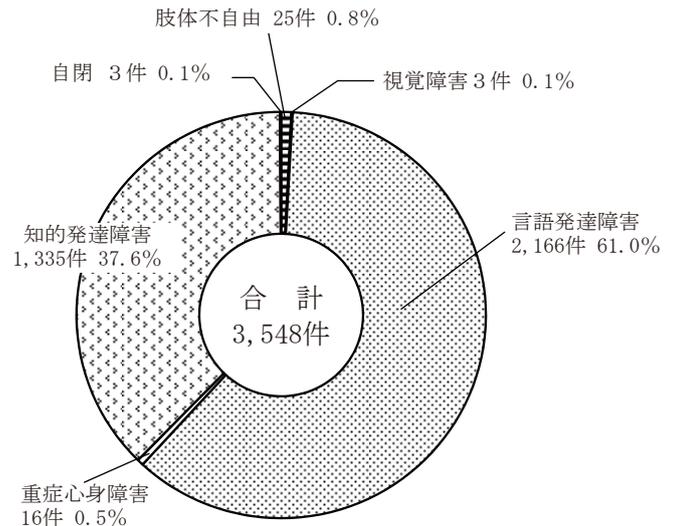
このうち、18歳未満の児童の療育手帳発行の判定をこども家庭センターで行っており、その相談件数が1,186件で、33.4%を占め、更に1歳半・3歳の乳幼児健診等による精密検査の相談件数は427件で、12.0%を占めている。

なお、神戸市では、身体障害児の相談判定業務は、神戸市総合療育センターが分担するという独自の体制をとっている。

平成23年度の障害別相談受理の割合は図11のとおりであり、障害別相談件数の推移は表7のとおりである。

乳幼児健診の充実および総合療育センターの設置により、早期発見体制ができ発達障害（広汎性発達障害・注意欠陥多動性障害・学習障害等）を含め、障害相談件数は増加傾向にあった。平成20年度にいったん減少したが、平成21年度以降増加傾向に再度転じている。

図11 障害別相談件数



(2) 相談の内容

こども家庭センターが受ける相談の主な内容は、療育・進路・施設入所等に関することである。障害児を対象とする各種の福祉サービスの相談窓口は区保健福祉部である。区保健福祉部から療育手帳交付、すこやか保育（障害児保育）認定に関する判定・指導の依頼を受ける流れになっている。

従って福祉事務所等から受ける

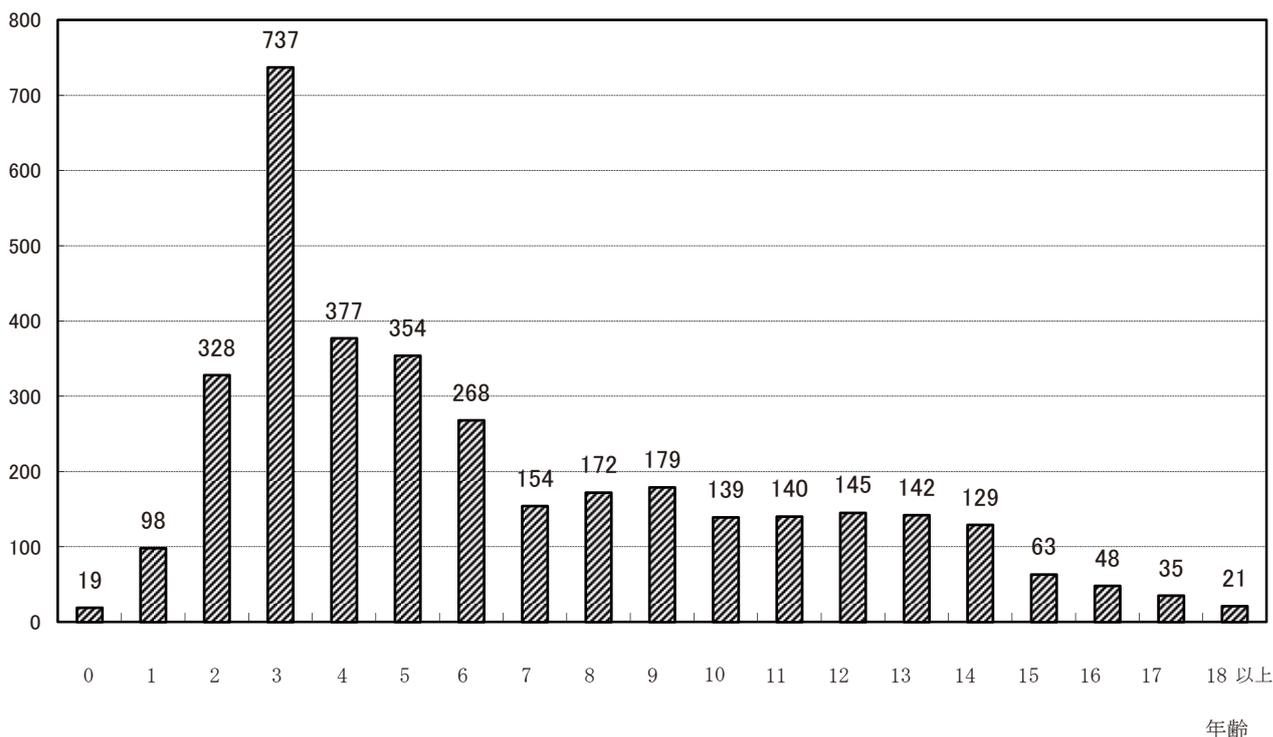
相談件数2,453件（図3）のうち、障害相談は1,482件（図13療育手帳＋すこやか保育）で全体の60.4%を占める。

表7 障害別相談件数の推移

（単位：件）

種別 年度	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的発達障害	自閉	計
19	65	9	1,534	144	1,547	17	3,316
20	54	6	1,404	215	1,269	15	2,963
21	45	15	1,497	152	1,372	7	3,088
22	31	8	1,982	26	1,215	9	3,271
23	25	3	2,166	16	1,335	3	3,548

図 12 年齢別障害相談の状況



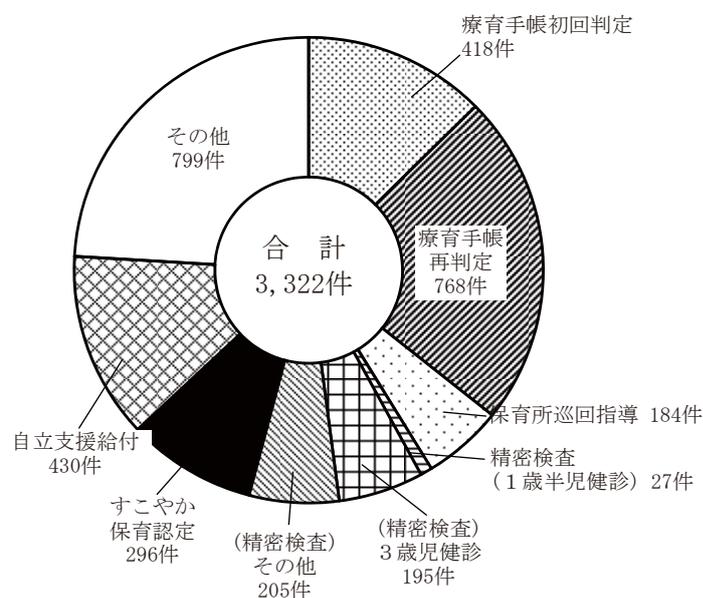
また、各区保健福祉部では1歳半及び3歳児乳幼児健康診査が行なわれており、スクリーニングされた児童の精神発達面での精密検査はこども家庭センターが担っており、その件数は合わせて222件（図13）である。

その他、病院、教育関係機関、保育所等の児童福祉施設などを経由して相談を受ける件数も少なくない。更に、保育所で行なわれているすこやか保育の巡回指導において個別の相談に応じたり、各区保健福祉部3歳児健診時には、相談コーナーの設置など、関係機関との緊密な連携により、きめ細かな相談の対応を図っている。

なお、すこやか保育は昭和53年度に制度が発足し、平成24年4月1日現在160か所で、483人の児童が対象となっており、年々増加している。子育て支援部職員とこども家庭センターの児童福祉司・児童心理司が合同で巡回し、療育指導などのアフターケアを行なっている。平成14年度から並行通園（保育所に入所している障害のある児童の障害児通園施設への通園）や、すこやか保育の年齢制限撤廃と、障害児サービスの充実がなされてきている。

平成24年4月1日の児童福祉法の改正に伴い、旧児童福祉法による通園施設と児童デイサービスが「児童発達支援事業」として一元化された上で市内29か所にて実施されている（平成24年4月1日現在）。今後も増加するものと思われる。

図 13 「助言・指導」件数



(3) 年齢別の状況

年齢別の相談状況（図12）について見ると、障害が発見される乳幼児期に最も多い。乳幼児期（0～5歳）の相談は、ここ数年、障害相談件数の過半数を占め、平成23年度も54.0%となっている。これは、各区保健福祉部での1歳半・3歳児健診が定着し、発達チェック体制が確立したことのほか、自ら言葉の発達の遅れに不安を抱き、相談につながる場合が多い。

こども家庭センターでは乳幼児期の相談について各区保健福祉部、医療機関、通園施設、保育所、総合療育センター、「きこえとことばの教室」等の関係機関との連携を保ち、児童の就学・就園に至るまでの療育を保障するとともに、常にアフターケアを行なっている。

また、こども家庭センターと総合児童センターとの協同事業である「在宅障害幼児母子訓練事業」も、通園施設・幼稚園・保育所などへの入園前の早期療育システムと位置づけ、一環した療育指導に努めている。

この事業は、「母子教室」（平成24年4月1日より「乳幼児親子教室」に改称）と称し、おおむね2～3歳の言葉や発達の遅れのある幼児を対象に、17名程度を1グループとして週1回集団療育を行ない、母子ともに健やかに日常生活を送れるように、主にリズム遊びや集団遊びを通して、障害児の発達を促進し、かつ母親が育児不安などを解消できるよう援助している。現在3グループを組織し、実施している。

(4) 相談対応の状況

相談の対応の内訳を見ると、「助言・指導」が3,322件（97.3%）で最も多く、「施設措置」1件（0.03%）、「継続指導」26件（0.8%）、「他機関あっせん」28件（0.8%）、「その他」37件（1.1%）となっている。

「助言・指導」の内容（図13）としては知的発達障害相談の療育手帳判定（初回：418件、再判定：768件）、保育所の巡回指導での助言（184件）、区保健福祉部の健診の場での助言（1歳半児健診：27件、3歳児健診：195件、その他：205件）、すこやか保育の認定（296件）、家族からの自立支援給付（居宅サービス）に関する相談（430件）、などとなっている。療育手帳判定は、重度障害者医療費助成の改正の影響により、平成16年度から平成17年度は激増（780件→965件）したが、その後も1,000を超える件数で推移している（平成23年度1,186件）。発達に障害のある児童に対するサービスにつなげるため療育手帳を取得しようとする動きも多くなってきていることも増加の一因と考えられる。

「他機関あっせん」とは、「総合療育センター」や「きこえとことばの教室」、「情緒障害児通級指導教室」などへの紹介である。

障害児施設への入所措置については原則契約となったため従来に比して大きく減少しているが、児童虐待や保護者が行方不明等の事例の場合には、これまでどおり措置を行っている。平成24年4月1日現在、障害児施設における措置の件数は42件（通園・入所あわせて）である。

(5) 総合療育センターとの関係

神戸市では、昭和52年7月に心身障害福祉センターが開設され、身体障害児に関する相談・判定業務を担当していたが、平成11年4月の総合療育センター開設により、従来心身障害福祉センターでおこなわれていた障害児へのサービス業務は同センターに引き継がれた。更に、障害児に対する専門的外来診療、理学療法、作業療法、言語訓練の外來訓練システム、障害種別によるグループ指導などが

新たな機能として加えられ、障害の早期発見・早期治療にむけての体制が、よりいっそう充実した。

なお、心身障害福祉センター内には難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設（平成24年4月の児童福祉法改正により、それぞれ児童発達支援、医療型児童発達支援となる）が運営されており、総合療育センター、こども家庭センターと連携をとりながら障害児の処遇にあたっている。

今後、総合療育センターとこども家庭センターがよりいっそうの連携を図ることにより、障害児へのサービスの充実に努めなければならない。

増加傾向にある障害相談に対し、こども家庭センターがより専門性を発揮するとともに地域に密着した相談体制をつくっていくために関係機関との連携・調整が必要とされている。

3. 障害相談の課題

こども家庭センターの相談の6割以上を占め、しかも年々増加を続ける障害相談に対し、センターの対応が限界に近づく中で、より専門性を発揮するとともに地域に密着した相談体制をつくっていくためにこども家庭センター自身の相談体制の見直しと、関係機関との役割分担、連携、調整が必要とされている。

また、平成24年に改正児童福祉法が施行され障害児サービスが大きな転換期を迎えた中で、こども家庭センターがどのような役割を担っていくのか、今後の動向を把握しながら検討していく必要がある。

第5章 非行相談の業務

1. 非行相談

非行相談では、ぐ犯行為や触法行為などのあった児童の相談に応じている。

ぐ犯とは、以下に掲げる事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある状態のことである。

- ・ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること
- ・ 正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと
- ・ 犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること
- ・ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること

ぐ犯相談では、家出・乱暴・性的逸脱などの問題行動もある児童や、触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談を行っている。

触法相談は、触法行為（14歳未満の児童の刑罰法令に触れる行為）により警察署から法第25条による通告のあった児童や、犯罪行為により家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談である。

2. 相談の状況

(1) 相談件数

平成23年度の相談受付件数は、ぐ犯171件・触法171件、合計342件と前年比20%の増加となっている。全相談受付件数に占める警察通告の割合は、近年減少傾向にあるが、依然60%を超える高い割合となっている。警察通告の比率が高い背景には、近年、児童虐待対応において警察と児童相談所の連携が強化されたことや、警察が少年警察活動を積極的に実施する中で、触法行為だけでなく、ぐ犯行為や要保護児童の認知する機会が増えたものと考えられる。但し、警察通告の場合は、保護者に問題意識がなく、継続通所に至らない事例もある。

警察からの通告以外の経路は、保護者からの任意相談が大半となっている。

表8 ぐ犯・触法相談種別と通告件数の推移

(単位：件)

	相談受付件数			通告の状況	
	相談種別		合計 (A)	警察通告 (B)	左の割合 B/A (%)
	ぐ犯相談	触法相談			
19	146	264	410	286	69.8
20	119	236	355	258	72.6
21	161	265	426	308	72.3
22	130	155	285	184	64.6
23	171	171	342	218	63.7

(2) 相談の内容

触法通告としては、窃盗（バイク、自転車、万引）が引続き高い割合を占めている。

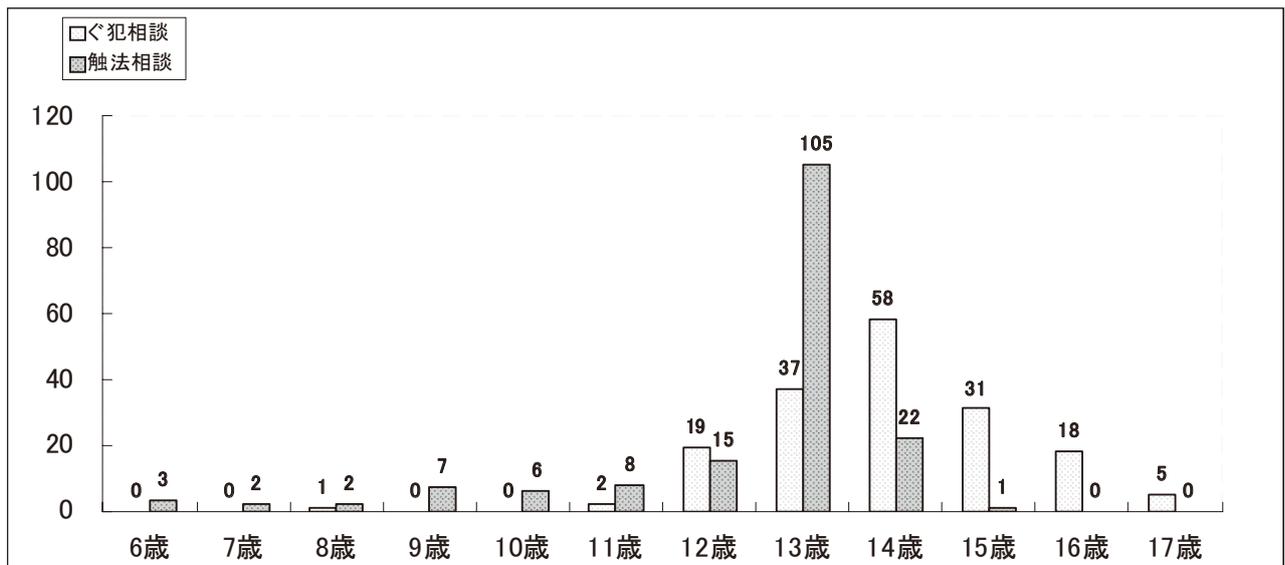
少年法が改正され、警察からの送致事件となるいわゆる「重大触法事件」（故意の犯罪行為による被害者死亡事件・短期2年以上の懲役若しくは禁固に該当する事件）については、平成23年度は該当事例が無かった。

携帯電話・インターネットの利用などで、従来、校区等の近隣であった交友関係が広域化し、さらに、成人を含めた年齢差のある者と行動を共にする傾向が顕著となっている。そのため、家出をした場合、長期化するだけでなく、行動範囲が広がったことにより居場所の特定が遅れ、発見しにくい状況の中、不適切な異性関係や触法行為など、ぐ犯性を高めている。加えて、福祉犯罪の被害者となる場合もあり、特に女子児童のぐ犯行為は、重大な結果をもたらす可能性がある。

また、最近の特徴としては、学校単位の動きではなく、学校や区を越えた交友関係を作りながら問題行動が起こっており、集団化・悪質化・連続化が窺える。

(3) 年齢別の状況

図 14 年齢別ぐ犯・触法相談の状況



年齢別の状況は図14の通りであるが、中学年齢の13歳から15歳までの相談が254件と、総相談件数の74.3%を占めている。

ぐ犯相談は14歳、触法相談は13歳が頂点となっており、思春期になり不安定さが増す状況を反映している。警察からの通告による触法相談は13歳、14歳（触法行為時：13歳、通告時：14歳）が中心となっているが、14歳以上の児童については犯罪事件として家庭裁判所に送致されるためである。

(4) 相談対応の状況

相談種別の対応件数は表9のとおりである。

相談に対して、生活習慣の改善や家庭基盤の修復等を児童福祉司が通所や訪問などで指導を行いながら親子関係の見直しや調整等を行う継続指導を含んだ面接指導（措置によらない指導）が293件と最も多く、全体の83.5%を占めている。

家庭から分離を行い、児童を処遇する児童福祉施設（児童自立支援施設・児童養護施設等）への入所措置の件数は13件（3.7%）となっている。

なお、家庭裁判所へ送致した事例は13件（3.7%）となっている。

表9 ぐ犯・触法等相談種別対応件数の状況

(単位：件)

処理別 内容別	面接指導	児童福祉 司の指導	訓戒・ 誓約	児童福祉 施設入所	家裁送致	その他	未処理	合計
ぐ犯相談	143	1	0	10	0	8	12	174
触法相談	150	1	1	3	13	5	4	177
合計	293	2	1	13	13	13	16	351

(5) 相談対応の内容

非行相談に対し、こども家庭センターが行なった具体的な対応には以下のものがある。

- ① 一過性の非行で比較的簡単な助言指導を行なう。(助言指導)
- ② 主たる非行は改善されたが、学校生活や交遊関係などに不安定要素があり、継続的な観察を行なう。(継続指導)
- ③ 触法行為をしたが一過性のもので、家庭や学校の指導で再発を防止できると判断する事例などは、児童及び保護者に訓戒し、再び問題行為を繰り返さないことを誓約させることにより終結する。(児童福祉法第27条第1項第1号措置)
- ④ 日常生活に乱れがあるなど、家庭内の葛藤が原因で非行を再発すると判断した場合は定期的にこども家庭センターに通所させて指導する。(「通所指導」又は「児童福祉司指導」)(児童福祉法第27条第1項第2号措置)「指導」は児童福祉司、児童心理司が協力して児童や保護者の面接指導をもとに家族関係の調整や児童カウンセリングを行い、更に学校と連携して交遊関係や学校生活の安定を図る。
- ⑤ 上記の指導では親子関係の指導が困難であり、非行性が高く問題行動を繰り返すおそれがある事例は児童福祉施設（児童自立支援施設、児童養護施設等）への入所措置を行う。(児童福祉法第27条第1項第3号措置)
- ⑥ 非行内容の重大性や児童・保護者の非協力的な姿勢など、福祉的な措置では困難であり、審判に附すべきと判断した場合、家庭裁判所に送致する。(児童福祉法第27条第1項第4号措置)

(6) 非行相談の最近の傾向と課題

非行相談の傾向としては、以下の点が挙げられる。

① 非行の一般化

特定の児童に限った問題ではなく、ごく普通に家庭、学校生活を送っている児童についても、万引や無断外泊などの触法、ぐ犯事件を起こすなど、問題行動の裾野が広がる傾向にある。これまで家庭や学校内の指導で留まっていた小学校低学年の事案が、保護者と学校の協調関係がとれない・親の放任、養育放棄などの背景から、警察や当所が初期段階から介入することを求められる例もある。

② 交友関係の拡大、スピード化

携帯電話の普及により、交友が学校内にとどまらず、他校間、又、異年齢（成人も含む）等不特定多数になっており、親、学校も把握することが困難な状況になっている。また、出会い系サイト等の活用により、家出は長期化し、不適切な性的関係、援助交際等の問題が複雑化、深刻化している。

③ インターネットの普及

インターネットの普及により、誹謗・中傷等の書き込みからのトラブル、また、有害なサイトを見ることにより情報を得て、自己を投影し、空想と現実を混同してしまうことにより、道徳的判断が欠落し、実際に社会的逸脱行為等におよんでしまう傾向が見られる。

児童の問題行動の背景には、経済的困窮、離婚等を含めた父母の関係不良等により、児童が家庭内の葛藤が高まった結果、児童が家庭で安定した生活ができないなど、養育環境上の要因が大きい。

また、児童自身の問題としては過去に被虐待経験がある、知的もしくは認知等の発達に関して障害がある等、種々の要素が絡み合うことからくる理解力の低下、認知の歪みから指導が入りにくいことがあげられる。

親子が抱える状況から家族員相互の関係が形成されず、家族内で問題解決を図ることができない世帯が多く、加えて近親者や協力者との関係も希薄なため協力を得られず、孤立している場合が多い。

これらの問題行動の解決、改善のためには、児童本人だけでなく、保護者にも積極的に指導、援助をする必要があるほか、場合によっては、親の意向に反して、権限を行使することによって介入しなければならない場合もある。しかし、ただ単に注意、指導することがケースワークでなく、非行行動の背景にある児童又は家庭の抱えた問題の本質を探り、ともに悩み、考え、共感する中で、児童を中心に据え、親と関係機関が協同步調で対応しつつ、児童及び家庭の問題解決力を高めていくことが要求される。

第6章 育成相談の業務

1. 育成相談

育成相談は、児童の性格、適性、しつけ及び不登校や家庭内暴力、性格・行動等に問題がある児童についての相談に応じている。

2. 相談の状況

表10 育成相談件数の推移 (単位：件)

(1) 相談件数

平成23年度の相談件数は表10のとおり366件で、全相談件数の6.7%を占めている。

(2) 相談の内容

相談の種別では、性格・行動の相談が229件、不登校の相談が123件で、合わせて育成相談全体の96.2%を占めている。(表10)

性格・行動の相談内容の多くは、児童の人格上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、生活習慣の著しい逸脱等である。

また子育てするなかで、児童の示す問題症状(チック、夜尿、吃音等)についての相談も少なくない。

加えて、親子関係の不調から暴れる、暴言を吐く等家庭内暴力に関する親の係わり方の相談も多い。

不登校の問題は、平成9年度から教育委員会が総合教育センターに相談部門を統合し、不登校相談を始めたことやスクールカウンセラー等の不登校に対する相談体制の充実により、こども家庭センターへの相談件数は一時減少の傾向を示していた。

しかし、こども家庭センターにおける不登校の相談内容の多くは、学校内でのいじめや人間関係のつまずきのため学校に行きたくないという児童自身の問題とともに、家庭内での児童をとりまくさまざまな出来事や問題、それらに対する親の対応についての相談等の不登校から派生する問題に対するものであり、家庭をとりまく状況の複雑化を反映して、平成18年から再び不登校相談が増加してきた。

平成19年度より、不登校・家庭内暴力に関しては養育支援2係で、他の性格・行動等の相談については養育支援1係で対応してきたが、平成22年度に育成相談係が新たに設置され、全ての育成相談に対応する体制が整った。その結果、平成22年度の不登校相談件数の増加につながった可能性がうかがえる。

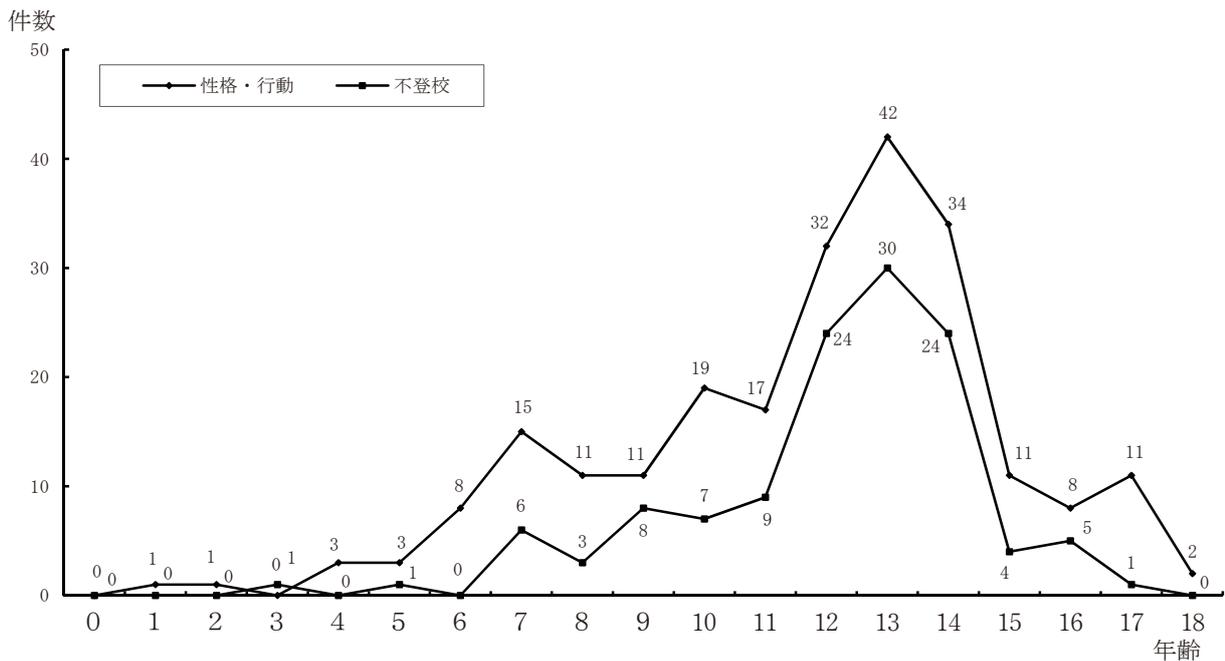
(3) 年齢別の状況

性格・行動と不登校についての相談の年齢別の状況は図15のとおりである。

乳幼児(0～5歳)期は、育成相談受付件数の2.7%を占め、6～8歳は11.7%、9～11歳は19.4%である。また12～14歳は50.8%と最も多くなっている。

種別 年度	相談件数					不登校の割合 A/B (%)
	性格・行動	不登校(A)	適性	しつけ	総件数(B)	
19	229	83	2	10	324	25.6
20	189	98	0	4	291	33.7
21	194	62	2	4	262	23.6
22	196	108	1	7	312	34.6
23	229	123	2	12	366	33.6

図15 年齢別相談受付件数の状況



相談種別でみると、各年齢層にわたり問題を抱えていることがわかる。

また、不登校では12～14歳の中学生年齢に集中しているのが特徴である。

(4) 相談対応の状況

相談対応件数は315件 (P. 49 資料1-(3)) である。その内訳をみると「助言・指導」が202件、「継続指導」が97件、「他機関あっせん」が4件、「児童福祉施設入所・通所」が8件となっている。

このうち「継続指導」の多くは親子通所により児童のカウンセリングや保護者との面接等を行っている。しかし、児童の状態に応じて保護者だけの通所、学校等の関係機関の調整により問題解決を図る場合もある。また「児童福祉施設入所」となるケースにおいては、家庭基盤が脆弱化する一方で、児童の行動に対して家族が対応に苦慮している事がうかがえる。

(5) 育成相談の課題

育成相談に対応していく過程において、児童の問題の背後にある様々な問題が見え隠れすることも多い。児童自身の発達の問題や家族間の葛藤、家庭を取り巻く関係機関との不調和など多岐にわたる。

それ故、児童の問題を解決するためには問題の本質と背景を的確に捉え、現実的援助を進めて行かなくてはならない。そのためにも児童や家庭を深く理解して対応すると共に、児童を取り巻く関係機関の機能についても十分に理解したうえで連携を図る必要がある。

第7章 判定の業務

1. 判定指導

判定指導係は、児童福祉法第11条に基づき「児童及びその家庭につき、医学的、心理学的及び精神保健上の判定と指導を行う」という役割を担い、精神科医と児童心理司の2職種で構成している。

具体的な判定指導係の業務は、精神医学や臨床心理学の知識・技術を用いて、医学的な見地から問診、診察、検査等による医学診断と面接、観察、心理検査等による心理診断を行い、児童の援助（治療を含む）の内容、方針を定める役割を担っている。

2. 心理学的診断

平成23年度の心理診断件数は2,682件であった。

相談種別ごとに心理診断した件数（図16）をみると、障害相談関係が2,127件で最も多く、以下養護相談、育成相談、非行相談の順となっている。

障害相談は、主に発達に関する心理診断を行っており、心理診断結果をもとに、その後の児童への関わり方や進路についての助言を行っている。

養護相談は、主に児童福祉施設への入所措置や里親への委託にあたっての児童の援助指針を立てるために心理診断を行い、措置した後のフォローアップ等も含まれる。特に、近年施設入所中の思春期を迎えた中・高校生への指針が強く求められており、毎年、児童養護施設に入所している中学2年生を対象に心理検査を実施し、児童の生活指導や進路決定の援助に役立てるようにしている。

不登校、家庭内暴力、神経性習癖などの育成相談や、ぐ犯、触法などの非行相談は、心理診断だけではなく、その後の治療・指導にも重点を置いている。また、児童本人の心理的な動きを理解することだけではなく、家族システムの再構築などの観点から問題をとらえ直すことも行っている。また、障害、育成、非行、養護と相談種別を明確に区別できないケースが増えており、障害相談、養護相談においても、これらの視点が求められている。

心理診断指導は、発達検査または知能検査、人格検査その他検査、面接、行動観察を通して行っている（表11-1）。

図16 心理診断件数

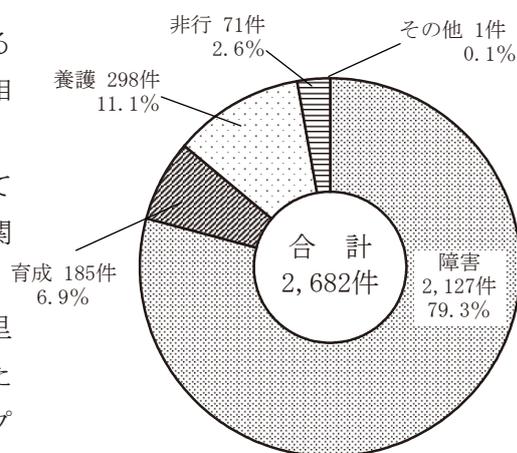


表11-1 平成23年度 心理診断指導件数の状況

(単位: 件)

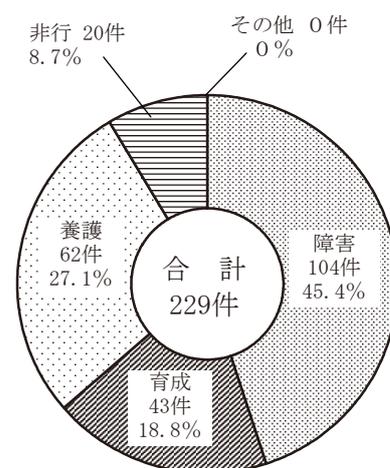
心理診断指導	10,043
＊発達検査 (新版K式・津守式等)	2,723
＊知能検査 (WISC-Ⅲ等)	603
＊人格検査 (ロールシャッハ・P-Fスタディ・SCTなど)	1,245
＊その他の検査 (ベンダーゲシュタルト・ITPA・K-ABC等)	220
＊面接・観察・指導 (関係者の面接・指導等を含む)	5,252

表11-2 平成23年度 医学的診断指導件数の状況

(単位: 件)

医学的診断指導 (外部医療機関での診察、検査を含む)	885
＊精神科診察	233
＊小児科診察 (一時保護児童の定期検診を含む)	356
＊外部医療機関での診察	255
＊脳波検査、MR I、レントゲン等検査	41

図17 精神科診察件数



3. 医学的診断

医学的検査は、小児科 (主に一時保護中の児童が対象)、精神科の診察を中心に行っている。

最近では、障害相談、養護相談を中心に、精神科的立場からの診察・検査が必要なケースも多く、必要に応じて専門医による診察の紹介を行っている (図17)。なお医学的診断指導のために実施した診察、検査は表11-2のとおりである。

また、精神科医師は、医学的立場からスーパーバイザーとして児童心理司や児童福祉司に助言指導する役割も果たしている。

4. 通所による指導・治療

調査・判定の結果、継続して指導や治療が必要であると判断されたケースには、定期的な通所により、指導や治療を行っている。

治療技法は、遊戯療法、箱庭療法、行動療法、カウンセリング等で、それらを組み合わせて行っている。

平成23年度に行った通所治療件数は表12のとおりであり、その内、児童心理司が担当した件数は838件、延べ治療回数は4,436回であった。なお、通所治療件数には総合児童センターとの協同事業である「発達クリニック」に通所したものも含んでいる。これらの関わり方は、主に児童心理司が児童を、児童福祉司が保護者・関係

表12 通所治療件数の状況

(単位: 件)

対象 \ 担当	精神科医	児童心理司	合計
児童	52	3,219	3,271
保護者・その他	63	1,217	1,280
合計	115 (50)	4,436 (838)	4,551 (888)

延べ件数、() 内は実件数

者を担当しているが、ケースによっては、両者の役割を入れ替えたり、一緒に家族の治療に当たったり、柔軟に対応している。

平成23年度に児童心理司・精神科医が関わった個別指導を主とした通所ケース（発達クリニック部門を除く）の状況は図18～20に示している。通所治療件数は481件で、年代別になると中学生がほぼ半数を占めている。相談種別では養護ケース（虐待を含む）、育成ケース（不登校を含む）が多い。治療技法別ではカウンセリングが6割と最も多いが、この中にはゲームをしたり、手芸やプラモデルを作ったりしながらカウンセリングをするケースもかなりある。これは言語で意思を表現することが苦手な児童を対象とすることが多いので、一緒に遊ぶなかで関係をつけ、治療を行っていくことが必要となるためである。

通所回数は児童の状態により、毎週、隔週、月1回また不定期とさまざまである。通所期間も、数回で終了するものからケースによっては数年に及ぶものまでである。

年代別の件数は中学生が最も多く、相談種別も虐待、非行、不登校だけで6割近くを占めている。その多くは在宅のままで治療に通うこととしているが、改善がはかれない場合は、一時保護所で短期治療をしたり、長期的な治療を要する場合は、児童福祉施設を利用することがある。

また、最近の傾向として、虐待、非行、不登校等と明確に区別できないケースが増えていること、比較的長期にわたり治療をしなければならないケースが多くなっていることが特徴としてあげられる。

図18 年代別通所指導件数

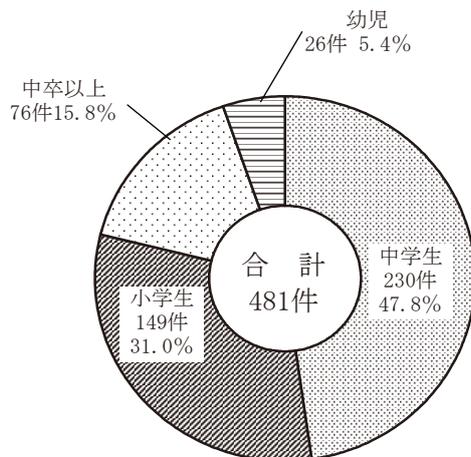


図19 相談種別通所指導件数

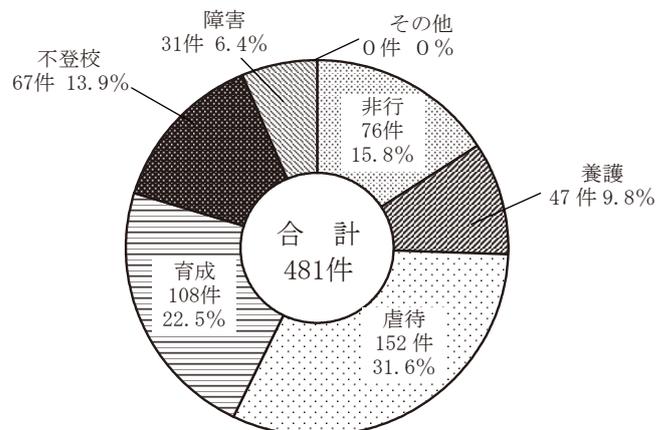
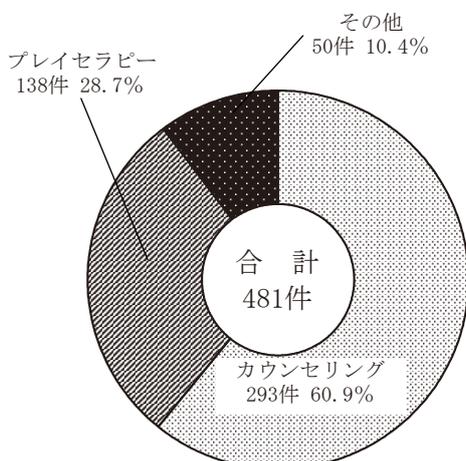


図20 治療技法別通所指導件数



5. 制度や事業に基づく判定業務

障害相談関係では、一般的な相談の他に、療育手帳（表13）、すこやか保育（表14）、乳幼児健診（表15）等にかかわる判定を行っている。

療育手帳は早い場合は1歳程度から申請があり、その後2年から5年毎に再判定を行っている。（18歳以上は障害者更生相談所）

すこやか保育は就労する母親の増加とともに年々申請も増えている。障害別では精神発達遅滞が最も多い。

乳幼児健診では、平成8年度頃から、各区のスクリーニング体制の充実のもとに精密検査の件数も増えている。

これらの児童に対しては、適宜フォローアップを行い、児童の状況に応じて、発達クリニック（P.30第9章）や通園施設につないだり、また、「きこえとことばの教室」や「情緒障害通級指導教室」などの紹介を行っている。

表13 療育手帳に係る判定件数の推移

（単位：件）

種別 年度	判定件数	
	新規	再判定
19	435	713
20	415	643
21	432	709
22	432	681
23	418	768

表14 すこやか保育に係る判定の状況

（単位：件）

障害別 方針	精神 発達 遅滞	情 緒 障 害	肢 体 不 自 由	視 力 障 害	聴 力 障 害	身 体 虚 弱	その 他の 発 達 障 害	正 常	合 計
対 象	182	3	6	0	3	0	71	—	265
非 対 象	—	—	—	—	—	—	—	27	27
合 計	182	3	6	0	3	0	71	27	292

表15 乳幼児健診の状況

（単位：件）

種別 年齢	1歳半	3歳	その他	合 計
肢 体 不 自 由	—	—	—	—
視 聴 覚 言 語	27	195	205	427
知 的 障 害	—	—	—	—
自 閉 症	—	—	—	—
性 向	—	—	—	—
し つ け	—	—	—	—
計	27	195	205	427

第8章 一時保護所の業務

1. 一時保護

一時保護係は、児童福祉法第33条の規程に基づきこども家庭センター所長が必要と認めた場合に、児童を一時保護する役割を担い、24時間・365日体制で業務を行い、児童養護施設に準じた運営を行っている。

ここでは、児童指導員・保育士・看護師・栄養士・調理師・児童心理司・学習指導員などの職員が、緊急保護、行動観察、短期治療等を必要とするために入所した児童に生活指導、学習指導、健康管理等を行っている。

2. 一時保護の状況

表16 一時保護件数の推移

平成23年度に一時保護した児童の状況は表16のとおりである。

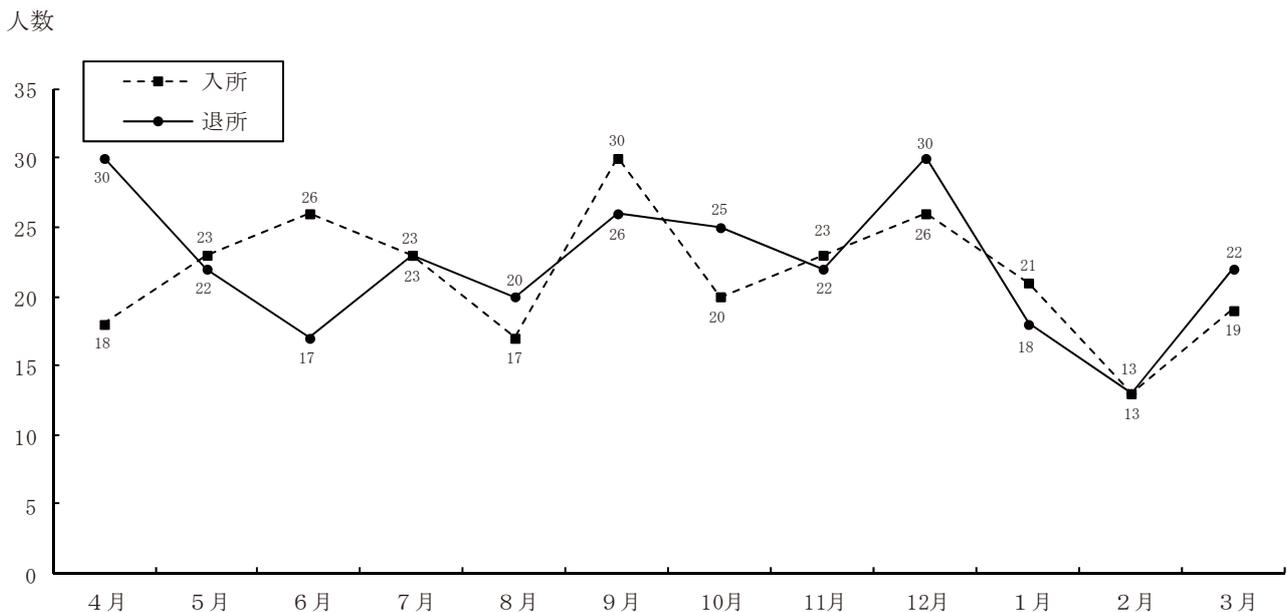
実人員は259人となっており、ここ4年入所人員が増加傾向にある。およそ3割の児童が繰り返し入所している状況にある。

平均保護日数は、30.4日で、一時保護している間に、児童の精神的な安定を図るとともに、家庭環境等の社会調査や家族関係の調整等を行ない、児童及び保護者の意向に基づく処遇方針を決定することとなる。

平成23年度の月別の入退所の状況は図21のとおりである。

年 度	実人員 (人)	延べ人数 (人)	平均保護 日 数 (延べ日数/退所人数)	平均保護 人 数 (延べ人数/365)
19	228	7,617	33.0	20.8
20	218	6,255	29.8	17.1
21	230	6,841	28.6	18.7
22	246	6,818	28.3	18.7
23	259	7,887	30.4	21.6

図21 平成23年度月別入・退所の状況



本年度の入所は9月が30人で最も多く、2月が最も少ない13人、また退所は4月と12月が最高で2月が最も少なかった。年末年始の越年は16人であった。

3. 相談種別の一時保護の状況

相談種別の構成及び年度推移の状況は表17のとおりで、ここでは養護相談事例が増加傾向にあり、その内、半数が虐待相談事例である。

表17 相談種別の一時保護件数の推移

(単位：件)

種別 年度	合計	養護相談	非行相談	障害相談	育成相談	その他
19	228	151 (66.2) 再掲：虐待 82 (35.9)	48 (21.0)	0 (0.0)	28 (12.2)	1 (0.6)
20	218	147 (67.4) 再掲：虐待 56 (25.6)	47 (21.5)	1 (0.6)	23 (10.5)	0 (0.0)
21	230	153 (66.5) 再掲：虐待 76 (33.0)	50 (21.8)	0 (0.0)	26 (11.3)	1 (0.4)
22	246	185 (75.2) 再掲：虐待 94 (38.2)	36 (14.7)	4 (1.6)	16 (6.5)	5 (2.0)
23	259	200 (77.2) 再掲：虐待 96 (37.1)	35 (13.5)	2 (0.8)	22 (8.5)	0 (0.0)

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

4. 年齢別の一時保護の状況

年齢別の状況は表18に示しているが、就学前の幼児が増加している。なお、2歳未満の児童は、原則として乳児院に一時保護委託を行なっている。

また、年齢ごとの相談種別をみると、11歳までの相談は約93%が養護相談であり、そのうち46%が虐待による保護である。12歳以上になると、約31%が非行相談となっていて、前年と大差はなく、減少傾向にある。

表18 年齢別一時保護件数の推移

(単位：件)

年齢 年度	合計	2歳未満	2～5歳 (就学前)	6～11歳 (小学生)	12～14歳 (中学生)	15歳以上
19	228	0 (0.0)	30 (13.1)	88 (38.5)	89 (39.1)	21 (9.3)
20	218	0 (0.0)	39 (17.9)	63 (28.9)	93 (42.6)	23 (10.6)
21	230	0 (0.0)	55 (23.9)	75 (32.6)	77 (33.5)	23 (10.0)
22	246	0 (0.0)	45 (18.3)	96 (39.0)	85 (34.6)	20 (8.1)
23	259	0 (0.0)	67 (25.9)	86 (33.2)	79 (30.5)	27 (10.4)

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

5. 一時保護児童の措置状況

一時保護児童の措置の状況は表19のとおりであり、児童福祉施設への入所児童数の割合は、ここ2年3割を下回っている。

表19 一時保護児童の措置件数の推移

(単位：件)

年 度	児 童 福 祉 施 設 入 所				帰 宅	他の児童 相談所 に移送	家 庭 裁判所 送 致	その他	合 計
	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	そ の 他 の 児 童 福 祉 施 設	小 計					
19	51 (22.0)	20 (8.6)	4 (1.7)	75 (32.3)	149 (64.2)	2 (0.9)	2 (0.9)	4 (1.7)	232
20	68 (31.6)	11 (5.2)	6 (2.7)	85 (39.5)	127 (59.0)	2 (1.0)	0 (0.0)	1 (0.5)	215
21	56 (24.3)	21 (9.1)	4 (1.7)	81 (35.1)	147 (63.7)	1 (0.4)	2 (0.8)	0 (0.0)	231
22	62 (25.6)	6 (2.5)	3 (1.2)	71 (29.3)	162 (67.0)	2 (0.8)	6 (2.5)	1 (0.4)	242
23	53 (19.8)	18 (6.7)	7 (2.6)	78 (29.1)	184 (68.8)	2 (0.7)	2 (0.7)	2 (0.7)	268

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

6. 一時保護所における課題

(1) 集団指導と個別指導の充実

保護されるこどもは非行・虐待・不登校・引きこもりなど、入所に至る経緯や年齢も様々で、またこどもの入退所が頻繁である。そのため常に不安定な集団となりやすく、継続した集団指導が困難な場合も多い。一方で、虐待を受けたこどもをはじめ、ADHD（注意欠陥多動症候群）やLD（学習障害）など、より専門的な対応が必要なこども達の増加が続くなか、対一の個別指導の充実が求められる。

(2) 学習権の保障

一時保護所に入所し保護されるこども達の学習については、神戸市だけの問題だけではなく、全国の一時保護所が抱える問題といえる。殆どの一時保護所は、現役教員の対応がなくそれぞれの一時保護所が工夫・努力をしながら対応している。

当所では2名の学習指導員（教員OB）に、昨年秋より補助員2名を増員して学習指導の充実に取り組んでいる。

保護所では基礎的な学習を中心に、各個人の学力に合わせた個別指導や集団指導により、充実感と達成感を持てるような授業内容を展開している。在籍校の協力・支援をもとに、再びこども達が学ぶ意欲と喜びを回復できるよう、地道な積み重ねが大切である。

(3) 入所期間が長期化する児童の処遇

他の児童相談所でも同じであるが、近年の虐待件数の増加等により、保護されるこどもの中で入所期間が長期化しているケースがみられる。一時保護所では、基本的に学習や行事など1ヵ月程度のプログラムを組み運営しているが、入所期間が2ヵ月以上にわたる極めて特殊なケースも件数は少ないものの発生してきている。長期間入所するこどもに対して、所内で安定した生活が送れるようプログラム等の工夫が課題となっている。

第9章 発達クリニック

昭和62年11月、児童相談所の移転に併せ、大型児童館の機能を併せ持つ神戸市総合児童センター（愛称「こべっこランド」）が設置され、神戸市における児童福祉の中核としての機能を発揮するよう位置づけられた。

神戸市総合児童センターの具体的な役割としては、①健全育成、②療育指導、③啓発、④相談（こども家庭センター）が挙げられるが、その中の②療育指導のための事業が「発達クリニック」である。従来、こども家庭センターでは、原則として「個別指導」を中心に通所指導や心理治療を行ってきた。児童数の減少にもかかわらず相談受案件数は増加しており、しかも継続して指導しなければならないケースの増加が著しくなってきた。

これは、相談事例が複雑化、多様化してきており、1～2回の助言や指導では終結しない処遇困難な事例が増加し、より高度な指導・治療の技術や知識が要求されていることを示しているとも言える。また、効率的な処遇についても考慮しなければならないところから、従来の個別指導を原則としながら、一方で「集団指導」体制を導入するという方向で、その必要性が検討されることとなった。

従って、これらのニーズに対応するために、(1)こども家庭センターがもっている専門的知識・技術をより高度なものにし、児童処遇の質的向上を図る。(2)集団指導システムを導入し、指導の効率化を図る。この2点が必要であるとされた。

そこで、専門的な知識・技術を有する大学の研究グループとこども家庭センター、総合児童センターが連携した新しい体制を確立し、以下の5事業を導入することとなった。

- ① 発達障害児の早期療育プログラムである「障害乳幼児母子訓練教室」
- ② 就学前から小学校低学年の発達障害児等を対象とした「感覚運動指導教室」
- ③ 一般の乳幼児や夜尿症の小学生の保護者を対象とした「行動療法しつけ指導教室」
- ④ 学齢期・思春期の子育てに悩む保護者を対象とした「学齢期・思春期子育て講座」
- ⑤ 1,500g以下で出生した子どもと保護者の家庭養育を支援する「極低出生体重児教室」

また発達クリニックの成果を広く市民に公開する「公開講座」、専門職員を対象とした「専門講座」も実施している。

5事業の成果をまとめた「育ちゆく子ども－発達クリニックの実践と研究－」として発行し、各関係機関に送付するとともに、一般家庭に対する子育ての啓発としての小冊子「育ちゆく子ども－子育てシリーズ」を発行している。

1-1 発達クリニック

大学の研究グループ及び総合児童センターと連携して、多様な児童の問題の相談に応じ、必要な調査や判定をもとに、児童に応じた個別指導などを行った。児童の問題の中には、特性や発育の状況によって、集団処遇が効果的なケースもあり、そのような児童及び保護者に対して、子ども達一人ひとりのニーズに対応した療育サービスの提供や、子育てに悩む保護者を対象に5つの教室を開催した。

啓発事業では発達クリニックの成果を広く普及させるために、広く市民向けの公開講座や、通園施設職員や保育士等を対象とした専門講座等を開催した。

さらに、総合児童センターとの連携の下、こども家庭センターは、①子どもの発達援助②子どもの障害の早期発見③保護者の障害受容の援助④プログラム終了後の集団参加（通園施設、幼稚園、保育所等）への移行支援を行うと共に、⑤関係機関（各区健康福祉課、障害者地域生活支援センター等）と調整し、福祉的サービスにつなげた。

(1) 事業実績

事業名	対象	人数
① 極低出生体重児とその親のための子育て教室 高田 哲 神戸大学大学院保健学研究科教授	修正月齢3ヵ月～2歳半に達した乳幼児とその親	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2歳児 12組 5回（双子2組） ・ 1歳半児 13組 10回（双子2組） ・ 1歳児 9組 10回（双子0組） ・ 6ヵ月児 13組 10回（双子2組） ・ 3ヵ月児 8組 5回（双子1組） ・ (24年度スタートクラス) 5組 5回（双子0組） 総数 60組 67名
② 学齢期・思春期子育て講座（学齢期・思春期親グループ指導） 倉石 哲也 武庫川女子大学文学部准教授	概ね4歳～中学生の子どもの対応に悩んでいる親	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学齢期 31期 10名 7回 32期 12名 7回 33期 8名 7回 ・ 思春期 2期 14名 5回 3期 8名 5回 ・ フォローアップ講座 15名 1回 ・ 出張講座（全2回） 灘区 6名・6名
③ 親と子のふれあい講座（行動療法しつけ指導） 芝野 松次郎 関西学院大学人間福祉学部教授	乳幼児と保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤ちゃん① 10組 8回 ・ 赤ちゃん② 10組 8回 ・ 1歳半児 9組 7回
	夜尿児と保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜尿児 10組 10回
④ 障害乳幼児母子訓練 安藤 忠 大阪府立大学名誉教授	0歳～3歳の発達障害児、ダウン症児、知的障害児等とその母親	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ指導 母子 71組 36回 うさぎ26組、きりん20組、らっこ25組 ・ 個別指導 母子 43組 延 298回 ・ 抱っこ法 母子 9組 延 57回 ・ 言語指導 母子 48組 延 131回
⑤ 感覚運動指導 中林 稔堯 神戸大学名誉教授	3歳～10歳の知的障害児、発達障害児、ダウン症児等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感覚運動指導（前期） 9名 14回 ・ 感覚運動指導（後期） 9名 14回 ・ 教育相談 45名

(2) 実施内容

① 極低出生体重児とその親のための子育て教室（YOYOクラブ）

極低出生体重児（1,500g未満）に対して基本的な発達支援を実施し、併せて保護者に対して発達に関する指導・助言や必要な情報提供を行っている。

総出生数が減少する中で、極低出生体重児の出生数は増加し、神戸市でも年間100例を超えている。現在教室に参加している子どもたちの55%は、出生体重1,000g未満の超極低出生体重児である。これらの子どもたちが障害の問題を抱えることも多く、5割ともそれ以上とも言われている。

YOYOクラブは修正月齢（出産予定日から数えた月齢）3ヵ月から2歳6ヵ月までの乳幼児を対象に4クラスに分けて、各クラス毎月1回2年間継続して開いている。平成16年には159組の参加者があったが、個人情報保護法の制定（平成17年）によって、個別に案内が出せなくなったため、それ以降参加者の減少が続いている。

しかし、関係機関に協力依頼をしたり、ホームページの活用、ポスターの作成など広報に努めてきた。また、保健師の新生児訪問時の情報提供に加え、平成20年11月より、区役所の窓口で未熟児養育医療受給者証交付時にパンフレットの交付をすることにより、対象者のところには案内が届けられるようになった。平成23年度の在籍者は60組であったが、さらに周知に努めていきたい。

最近の傾向としては、保護者の育休が終了し職場復帰のため、欠席する子が目立つ大きな子のクラス（2歳児・1歳半児）と、新規参加者が増え続ける小さな子のクラスの対比で、保護者の不安が強いために年齢が低いほど出席率は高い傾向にある。

教室プログラムは、親子が一緒に身体を動かしたり、玩具を作ったりする前半部と親同士が様々な悩みについて専門家（小児科医師・臨床心理士・助産師・保育士等）を交えて話し合ったり、情報を交換する後半部からなっている。同じように小さく生まれた子どもを持つ親同士が共感し、支えあうこと、子どもの姿をありのままに受け入れ、育児を楽しむことを目的にしている。

プログラム終了後は、住居地域の保育園・幼稚園との連携が必要であり、連携システムの確立と、ご紹介いただいた周産期医療機関へのフィードバックが今後の課題である。

この教室にスタッフとして参加しているこども家庭センターの職員は、専門的な療育指導の必要な子どもの早期発見に努めている。その場合は同センターの相談ケースとして、母子教室や通園施設等に繋げている。また、保護者の障害受容の援助も行っている。

表1. 新規登録組数

期	20年度		21年度		22年度		23年度	
	前期	後期	前期	前期	後期	前期	前期	後期
新規登録	6	19	11	14	13	18	14	7

表2. 参加登録組数

	20年度	21年度	22年度	23年度
総数	69	64	76	67
双子	4	6	10	7
三つ子	0	0	0	0

② 学齢期・思春期子育て講座（学齢期・思春期親グループ指導）

学齢期・思春期子育て講座は、就学前後に見られる子どもの発育上の課題（情緒不安定、生活意欲の低下、学校不適応、ウソ、徘徊、いじめ、万引き、そして愛着の歪みなどの問題行動など）や親子関係のつまずき（子どもの気持ちがわからない、対応に困る）といった諸問題への早期の支援を提供することを目的としている。

子どもへの関わり方や子どもを理解することとともに、子どもへの共感性を高めることにより、「親が変わる。親が変わることによって、子どもも変化する。」という考え方から、親をグループ指導し、援助するプログラムである。

「学齢期子育て講座」「思春期子育て講座」とも、現在整備されつつある子育て支援事業のなかでは、この年齢の児童を対象とする講座はまだまだ少なく、先駆的に開発されたプログラムといえる。親と子の良好なコミュニケーションを見直し立て直すことで、非行や引きこもりといった青年期の問題への予防として大きな効果が期待される、これら2つの講座は、今後多大なニーズがあると考えられる。

参加者は一般募集によって募っている。最近の傾向として、子どもが発達障害等の育てにくさのある保護者の参加も増えている。「兄弟支援」の目的での参加者もあり、子育ての悩みを抱えた親への支援としての機能を果たしている。

学齢期講座・思春期講座ともに、受講前アンケートと受講後アンケートを実施しており、「子どもへの理解が深まった」「子どもへの過度の干渉が減った」「親としての役割を見出すことが出来た」等、受講の効果がアンケート結果として上げられている。

22年度に、地域展開の目的で作製したDVD教材を使って、23年度からスタートした拠点児童館事業で「学齢期・思春期講座」を実施した。

この講座にスタッフとして参加しているこども家庭センターの職員は、児童心理の専門家として子どもの発達の個別性についてのミニ講座や、個別の相談にも応じている。

表1. 申し込みと参加状況（学齢期子育て講座）

期	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	25	26	25	28	29	30	31	32	33
参加人数	10	12	10	15	11	6	10	12	8

表2. 申し込みと参加状況（思春期子育て講座）（人）

期	平成22年度		平成23年度	
	1	2	3	3
参加人数	14	15	8	8

③ 親と子のふれあい講座（行動療法しつけ指導）

すべての家庭における子育てを支援する「子育て、親育ち応援」のためのプログラム開発とその普及を目的としている。参加者は一般募集により募っている。

ふれあい講座は、0歳児・1歳半児・3歳児の親と子の講座と小学校低学年生とその親を対象とする「夜尿児講座」の4つの講座が開発され、展開されている。

この講座のプログラムは育児を楽しむ5つの条件として、①「育児を楽しんでやろう」ということ、②子どもの成長、発達についての個別（一般でなく自分の子どもについて）の知識、③そうした知識を踏まえ子どもと接する時の個別（一般でなく自分の子どもについて）の技術（具体的な方法）、④子育てをしていることで孤立してしまわず、横のつながりを持つこと、⑤子育てから少し離れ息抜きをすることを柱としている。

ふれあい講座では、受講前受講後アンケートを取っており、アンケート結果を講座に反映させ、より魅力的なプログラム作りをめざしている。受講者からは「子育てが楽しくなった」「育児の具体的なやり方を学べた」「いろいろな人と話せて参考になった」等の意見が寄せられ、講座終了後もすべてのグループでOG会が作られ、自主的に集まって親交を深めている。

ふれあい講座の目的として、上記の②子どもの個別の情報を保護者に伝えていく、という点もあるため、参加する子どもを観察することも重要である。そのため託児にも力を入れており、そういったスキルを活かして、拠点児童館でのシニアボランティア（託児ボランティア）の育成も担った。

夜尿児講座は、夜尿のある小学生の保護者を対象に、10回1クールで行っている。例年、定員以上の申込があり、年齢の高い児童から定員10人を選出している。夜尿児講座は、毎回保護者による観察記録を見ながらのアセスメントがあり、10人でも時間超過になることが多い。この講座でも児童を観察するため「ファミリーデー」を3回目に設けて、アセスメントの参考にしている。

神戸市立児童館（117館）すべてで実施されている「すこやかクラブ（2・3歳児と保護者対象）」では、「ふれあい3歳児講座」が平成11年から行われており、ビデオ教材の老朽化に伴い、22年度からリニューアルされたDVD教材を配布した。そのため3歳児講座は総合児童センターでは開講していない。

また平成23年度からスタートした拠点児童館事業では、DVD教材を活用して「赤ちゃん講座」「1歳半児講座」が実施された。

④ 障害乳幼児母子訓練（母子教室）

障害乳幼児の発達を促進するための援助を行うとともに、その親への指導・助言を通じて望ましい母子関係の成立、及び通園施設・幼稚園・保育所に集団参加していくための準備を目的としている。

母子教室は、親子にとって初めての集団の場を提供することになり、週1回、年間36回実施している。子どもの年齢が、概ね1～3歳と低年齢なため、楽しく参加できることが大切である。

指導プログラムの中心は、音楽を使った親子遊びである。わらべ歌遊び、音楽療法、リトミックという3つの技法をミックスさせて工夫している。また、感覚運動遊びも取り入れている。内容は保育所や障害幼児通園施設に近いものであるが、大きな違いは母子で参加することである。

季節ごとの行事を大切にしており、七夕、夏祭り、クリスマス会といった行事や遠足、プール、

凧揚げといった外遊びも実施している。遊びを通して楽しい気持ちのやりとりを経験し、コミュニケーション力を育てることを目指している。

保育士、言語療法士、リトミック、こども家庭センター等の専門スタッフや、教員・保育士等をめざす学生ボランティア約40名のスタッフが、①子どもの発達支援、②両親の障害受容と子育て支援、③地域の資源への移行支援、④長期経過観察、の4つの柱を基本としてグループ指導、個別指導に取り組んでいる。

個別指導としては「言語指導」「抱っこ法」「ダウン症児のための個別指導（安藤教室）」が、保護者の希望により受講できる。安藤教室では生後数ヶ月の乳児から3歳児の幼児までが受講し、対象児にあわせた決め細やかな指導がされている。

また、23年度は試行的に「言語指導教室」を、当センターから遠隔地になる北神地区の児童館で開催した。

母親を対象に『言語指導について』『抱っこ法について』『神戸市の福祉施策』『子どもをどう理解するか』のテーマで、昨年同様年間4回勉強会を開いた。

ダウン症児対象のクラスは、集団遊びが楽しめる1歳過ぎから数年間在籍する子が多いが、それ以外の2クラス（2歳児と3歳児クラス）は1年間の在籍になる。

参加者は、総合児童センター、療育センターと当センターで母子教室待機児童の選考会議で決定している。

こども家庭センターの職員は、発達相談の専門家として、保護者の障害受容の援助とプログラム終了後の集団参加（通園施設・幼稚園・保育所等）への移行支援等、グループ以外の個別指導も含めて、助言やフォローを行っている。

表1. 参加幼児数

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
3グループ合計数	59	61	59	52	71
1年間継続数	42	35	34	41	32
年度途中退室	9	9	5	4	18
年度途中入室	10	17	20	9	26

※途中入室し、且つ途中退室された方も含む。

⑤ 感覚運動指導

発達の遅れ（知的障害）或いは自閉症、最近では学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能広汎性発達障害等と診断された3～10歳前後の子どもに、臨床観察を実施し感覚統合理論に基づいた指導を行っている。障害幼児通園施設や保育所、幼稚園、小学校（なかよし学級）に通っている子どもが主に参加している。

感覚運動指導は、①子どもが自分から求めている楽しい活動（やってみたい）を②自分から能動的に行い（やらされるのではなく）③うまくいったと実感できる（成功体験）を大切にしており、運動遊びを通じた指導であるため2名の指導者により安全面に配慮し実施している。

一人ひとりの子どもの特性やニーズを把握し、運動遊びのなかの瞬時に必要な運動を、その子にとって魅力的な動きとして提供するという指導者として高いスキルが必要とされる。

また、指導者が担当する子どもの障害特性をしっかりと把握できるよう、保護者の同意を得て、子どもに関する資料(発達検査結果等)を事前に提供してもらっている。

受講希望者の多い感覚運動指導は、公平性と指導効果を上げるために「教育相談」を行っている。教育相談は次年度の受講者を選考する目的で行われており、本教室に子どもを参加させたいと希望する保護者と児童を対象に行っている。相談内容は、感覚統合法への適合性や子どものニーズを把握するため、生活のいろいろな場面での子どもの反応や嗜好を保護者から聞き取る。一方で、保護者からのさまざまな質問—生活習慣・ことば(言語の発達)・就学就園等—についての相談に講師が答える。また、児童については、受講児童と同様の2名の指導者が運動あそびの指導にあたるというものである。講師は中林教授と小河教授が担当され、児童の担当指導者からの報告を加味して、次年度の受講者が決定される。次年度の受講者選考のための「教育相談」ではあるが、児童は受講児童と同様の45分間の指導が受けられ、保護者は講師からさまざまな相談に答えてもらったりアドバイスを頂くなど、手厚く応じて頂けるためたいへん好評で、次年度の受講が出来ない保護者からも、教育相談のみの受講希望が出され、それにも対応している。

教育相談の「申し込み」は、知的障害児通園施設(ひまわり学園・のぼら学園)と、こども家庭センターのケースワーカーが、保護者の意向を受けて挙げてもらうようにしており、23年度は45名実施した。

1-2 啓発連携事業

児童福祉の充実を目指し、発達クリニックの成果を広く普及させるために、専門講座や各種啓発講座等を開催している。

① 障害児保育ゼミ

障害児保育ゼミは、障害児童を担当している保育者に具体的事例を発表してもらい、その報告に基づきディスカッションを行い、①発達評価についての理解・方法、②保育所・幼稚園・施設・児童館での適応状況についてのとらえ方・考え方、③親の障害受容のレベルをどう理解し、どう対応するのか、④障害についての基本的な考え方、⑤親の養育態度と担当者との関係のあり方など、具体的なケース事例を通じて学ぶ研修である。

このゼミは、平成2年に神戸市立保育所長(指定保育所)20人でスタートし、障害幼児通園施設の保育士や児童館指導員、幼稚園教諭と参加対象者が広がった。その間、指定保育所制度はなくなり、障害があっても地域(公立・民間をとわず)の保育所、幼稚園に希望があれば入所できるシステムになった。

平成23年度は、定員30名をはるかに上回る40名が参加し、参加者の中から12ケースを選定し1回3事例を中心に参加者全員で検討し、また職場に持ち帰り、実践した結果を報告してもらった。

6月から12月まで、月に1回 全7回のうち2回は、大阪府立大学人間社会学部 里見恵子准教授のインリアル・アプローチ(注1)を基本とした、子どもとのコミュニケーションについての研修を行った。

残りの5回はオリエンテーション(初回)と事例検討(4回)で、大阪府立大学名誉教授 安藤 忠教授から事例発表者やグループ討議に対して、コメントやアドバイスをいただいた。また、毎回視聴覚教材を用意していただき、参加者からは分かりやすい講義と好評だった。

(注1) インリアル・アプローチとは、子どもと支援者が相互に反応しあうことで、子どもの学習

とコミュニケーションを促進しようとするもの。

障害児保育ゼミの報告集より一部抜粋

- ・ 今回チェックシートを使い、障害や傾向を探り、さまざまな観点から分析することで、問題や今後の課題が的確に絞り込まれるのを体験した。多くの事例にふれ、グループディスカッションすることで新しい観点や配慮が見つかった。
- ・ CARSやレーダーチャート使用して、対象児の観察記録を記入することで、その子どもの発達状況や苦手な部分を客観的に、また多方面から見つめることが出来た。観察記録をもとに他の職員と、対応や日々の援助について、具体的に考え直したり、話し合う良い機会となった。
- ・ 普段何気なく行っている声かけが、インリアルの「技法」だったことに驚いた。ビデオで里見先生の実践場面をみせていただき、子どもにとっては遊びでも、子どもの反応を瞬時に受け取って返していく訓練場面の凄さを感じた。保育者がこの技法を意識して子どもと関わることで、訓練とは程遠くても、十分有効であると感じた。

② 公開講座 子育て講演会「思春期の子どもたち ～家庭・学校・地域で支える～」

平成22年度から「学齢期子育て講座」の続編としてスタートした「思春期子育て講座」であるが、まだまだ周知されていないため、23年度の公開講座として、本講座をPRするとともに、当センターで開催の「ふれあい0歳児講座」から、小学校高学年から中学生までを対象とした「思春期子育て講座」まで、子育ての長い期間を支援する体制の強化を意図として開催した。

内容は、それぞれの立場の講師によるリレー講義と、休憩を挟んだ後半の、パネルディスカッションと質疑応答の2部構成で、休憩時に集めた参加者からの質問用紙を、講師がそれぞれの得意分野で答えていくという形式で、参加後のアンケートでも高い満足度が多かった、充実した講演会となった。

日 時:平成23年11月6日(土)13:30～16:30

場 所:7階 研修室

対 象:保護者、教諭、児童館職員、子育て支援ボランティア等

参加者:55名(申込数72名)

内 容:①講演会 ②パネルディスカッションと質疑応答

<講演会>

①「思春期の子どもの育ちと家庭」

武庫川女子大学文学部 准教授

倉石 哲也 氏

②「思春期への理解」

神戸市こども家庭センター 児童心理司

野原 靖士 氏

③「思春期の子どもたち～学校で支える～」

神戸市教育委員会生涯学習課首席指導主事 小野 晃弘 氏

④「母として、地域のおばちゃんとして思うこと」

神戸市中学校PTA連合会 副会長

竹内 由美 氏

<パネルディスカッションと質疑応答>

4講師によるパネルディスカッションと質疑応答

③ 専門研修 「保育現場における“気になる子”への対応 ～ライフステージを通して～」

保育現場で「気になる子」をどのように援助していけるか、というテーマでの講義だったので、保育士や幼稚園教諭、また特別支援関連のボランティアの参加が大半であった。

内容は発達障害についての、基本的な知識から最新の知見、また、講師の高田先生が実践されている地域援助の紹介など、多岐にわたるものであった。

後半部分は質疑応答(休憩の間に質問用紙を回収)で多くの質問に答えていただいた。

参加者の受講後アンケートでも、講義の分かりやすさや具体的な支援の参考になったとの感想が多かった。またもっと詳しい内容を聞きたかったとの感想も目立ったので、今後の取り組みの参考にしていきたい。

日 時：平成 23 年 10 月 23 日（日）14:00～16:00

場 所：7 階 研修室

講 師：神戸大学大学院保健学研究科教授 高田 哲 氏

対 象：保護者、保育士、教諭、児童館職員、子育て支援ボランティア等

参加者：88 名（申込 95 名）

内 容：スライドを使用した講義

1-3 その他の療育指導事業

①のびのびひろばの実施（居場所づくり事業）

発達のゆっくりな子どもと保護者が、周囲に気兼ねすることなく、学生ボランティアと遊んだり、保護者同士の情報交換等が出来る「のびのびひろば」を、平成 23 年 7 月からスタートした。内容は、ボランティア学生との自由遊び（13：30～16：30）と講師を交えて保護者同士が交流する、みんなでトークタイム（15：30～16：30）である。

ボールプール、セーフティマット、シーソーなどの感覚運動器具やままごとコーナー、幼児向けの知育玩具、三輪車やスクーターといった乗り物などで存分に身体を動かして遊んだ後、子どもはそのままボランティアとの遊びを続け、保護者は講師を交えて、発達や子育てについてのミニ講義やディスカッションを楽しむ（みんなでトークタイム）。

スタート時にポスターの館内掲示やチラシ配布、また通園施設、区役所等にチラシ配布を依頼したのみだが、リピーターが多く、また参加者が友人を誘って参加するなど、徐々に広がってきた。子どもがじっくり遊ぶことが出来、子どもの満足感が保護者の満足感にもなっている。

また、講師や先輩ママを交えてのトークタイムでは、育児の悩みや進路の不安などを語り合うことで、保護者がお互いに共感しあい、また講師の的確なアドバイスも大きな支えとなっている。

この事業により、当センターにおいていつでも自由に参加できる療育指導事業がスタートした。

講師は、神戸親和女子大学 教授 大島剛氏。学生ボランティアは親和女子大で教育や心理学専攻の大学院生（1 部学部学生）が担当している。

感覚運動教室のない土曜日（月 1 回）を中心に、平成23年度は8回実施した。

②拠点児童館事業への支援

平成 23 年度からスタートした拠点児童館（2 館）では、総合児童センターで行われている「ふれあい 0 歳児講座」「ふれあい 1 歳半講座」と「学齢期・思春期講座」が開催された。

ふれあい講座担当の芝野教室 学齢講座の倉石教室とも、児童館への出張講座を行っており、児童館にはなじみの教室ではあるが、今回の拠点館事業では、講座の司会進行やプログラムを進める

ことも、すべて児童館職員が担当する。

そのため、拠点児童館むけのプログラム開発、実際の進め方、プログラム内容の意図や効果など、細かいディテールにわたっての職員研修を、2教室の講師・スタッフにより実施した。

また、これらの講座を支える託児ボランティア「シニアボランティア」の養成については、長年乳幼児の託児と観察を講座の中で行ってきた芝野教室の講師・スタッフが担当した。

実際の講座運営には2教室のスタッフが参加し、職員のサポートをするとともに、講師も出張講座を担当した。

表 1. 拠点児童館講座実施状況

講座名		実施回数	参加者総組数(2館合計)
ふれあい講座	赤ちゃん講座	全4回×2クール(2館)	59組
	1歳半講座	全4回×2クール(2館)	60組
学齢期・思春期講座		全5回×1クール(2館)	19組

③児童館学童保育支援事業の実施

平成22年度より、市内児童館の学童保育児童として登録されている配慮の必要な子どものために、より良い指導が提供できるよう、専門家に巡回してもらい、保育現場で対象児の観察と発達の特徴に合ったアドバイス等、必要な研修を行った。

講師は、発達障害児療育センターしらゆり 所長 吉川康夫氏。平成23年度は45回(6~2月)実施した。

児童虐待防止110番事業報告

児童虐待 夜間休日相談ダイヤル実績報告

児童虐待防止110番

はじめに

「神戸市児童虐待防止110番」（以下電話相談と略す）は、阪神淡路大震災をきっかけに平成7年4月に開設された「神戸市こころの相談110番」をそのまま引き継ぐ形で平成12年4月に開設された。子育てに関する不安や心配事の相談に応じることは、親子関係を良くする援助につながる。今日、児童虐待が大きな社会問題となっており、その予防活動が急務であることから、電話相談を児童虐待防止事業に位置づけることとした。愛称は従来の電話相談と同じく「すこやかテレフォン^{おーいよいこ}0145」とし、子育てに関する相談を受け付けるという点では変わりはない。なお、チラシにも神戸市の広報紙にもこの事業は掲載され、児童虐待防止の意図を明らかにした広報を行っている。

1. 相談の概要（表1・2）

(1) 相談件数

平成23年度の全受信件数は435件、そのうち問い合わせやいたずら電話を除いた実質相談は402件であった。1ヶ月の平均相談件数は、34件である。

相談者は、保護者を中心とする大人がほとんどであるが、児童本人からの電話が27件あった。

(2) 年代別・性別

年代については、数年前までは3歳から就学前までの幼児に関する相談が最も多かったが、平成23年度は、高校生の割合が最も多くなり、全体の37%となる。次いで、3歳～就学前年齢が16%、そして中学生が14%となる。高校生が多い理由としては、その年代の子どもを持つ保護者で、繰り返しかけてくるケースが増加したことによる。

性別については、女子の保護者からの相談の方が多かった。

2. 相談に対する処遇について（表3）

相談に対する処遇については、カウンセリング、助言・指導が93%を占める。匿名で、その場限りの関係ゆえに相談しやすいという長所をもった電話相談であるために、相談は1回で終わる場合が多いが、継続フォローが是非必要と判断したときは、再度電話するよう助言している。ただし、その際、相談相手の電話番号は、聞かないことにしているため、あくまでも相談者の自主性に任せている。ここ数年の特徴としては、繰り返しかけてくるケースが増加しており、電話によるカウンセリングの効果が出ているケースが増えている。他の機関に紹介する場合の紹介先は、こども家庭センター、他の児童相談所、福祉関係機関（神戸市総合療育センター・区保健福祉部）、教育関係機関、病院、保健所等である。

3. 年代と主訴（表4）

相談の主訴としてこれまで多かったのは、「性格行動」についてであったが、ここ数年は「発達」に関する相談が大きく増加している。発達のアンバランスについての問題意識が高くなっていること、発達のアンバランスを持つ子どもへの日々の関わりに悩むことが多く、繰り返し相談電話をかけてくるケースが増えたことによる。次に多いのが、「その他」（母親自身の人間関係の悩み）である。子どもの年齢層にかかわらず、親同士の関係や親の原家族との関係に悩むことが多い状況が浮かび上がっている。

4. 虐待関係

(1) 虐待通報

7件であった。虐待通報は、当こども家庭センターの家庭支援係につないでいる。なお、市外の場合は管轄の児童相談所への通報を依頼している。

(2) 虐待相談

「つい子どもを叩いてしまう」「子どもが可愛く思えない」「『あんたなんか産まなかったらよかった』と言ってしまった」など、子どもに対して不適切な言動をとったことに対する相談を虐待相談として再掲(表4-1)した。件数は13件である。これは明確な訴えのあったケース数であって、他の主訴の場合でも「イライラして暴言を吐きそうだ」「強く叱ってしまう」「誰にも助けてもらえず子育てが嫌だ」という訴えをしている育児ストレスの高いケースがみられる。

母親自身の気持ちを落ち着けようと繰り返しかけてくるケースがあり、電話相談で話すことによって虐待にエスカレートすることを防いでいる。

5. 虐待相談内容

子どもの発達過程で、養育のつまずきにとまどっている母親の姿が浮き彫りになってくる。多くの場合、母親は一人で悪戦苦闘しており、周りから孤立しているように感じている。実際母子家庭や夫や祖父母から育児の援助の少ない家庭であったり、再婚家庭で母親のストレスが高い家庭背景がある。親の思い描いていた子ども像と実際の子育てとのズレに不満を持ち、焦り、いらだっている。その気持ちが爆発し、子どもに攻撃を向けてしまった後、自責の念にかられ落ち込んでしまう。

また、母親に精神疾患があったり、母親自身が虐待を受けてきたとか、ドメスティックバイオレンスがあるなど養育者の問題が複雑になってきている。

<対応としては次のような援助を心掛けている>

§ 「たたいてしまう」等の発言に対して、責めるような対応はしない。

§ 子どもの様子を聞きながら、子どもの気持ちを一緒に考えてみる。多くの母親はすでに気づいているので、確認するような感じになる。

§ 子どもの成長過程を振り返る。成長過程について説明を少し加える。成長していることが判れば、少し安心できる場合もある。

§ 話の内容から、親が出来ている良い対応の仕方を取り上げ、母親自身に再確認してもらう。

§ 子どもの年齢が高い(中・高校生ぐらい)場合は、親子は必ずしも性格・気持ち等が合うものではない(合わないのがおかしいわけではない)という立場で対応することがある。合わないしんどさを受け止めるようにする。

相談時間は、30分から60分位が多いが、平成23年度は60分以上かかる相談が増え25%にのぼる。平均相談時間は40分程度である。話をきいてもらうことで「ちょっと、楽になりました。少しずつやってみます。」など、終了時には、相談者の声の感じも落ち着き、柔らかくなる。「また何かありましたらどうぞ」と付け加えて終了する。

表1 電話による相談の概況

平成23年度 (単位: 件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	備 考	
受信の状況	全受信件数	35	44	67	40	28	41	30	25	30	26	29	40	435		
	相談者	保護者	30	40	60	30	22	36	21	23	23	24	27	30	366	
		児童本人	1	0	0	7	2	3	1	0	5	1	0	7	27	
		その他	4	4	7	3	4	2	8	2	2	1	2	3	42	
		計	35	44	67	40	28	41	30	25	30	26	29	40	435	
	受信内容	虐待通報	0	0	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	7	
		一般相談	33	42	63	38	24	39	22	23	28	25	27	38	402	
		問合わせ等	2	1	2	2	1	2	1	1	1	1	2	1	17	
		ノイズ	0	1	1	0	3	0	1	1	1	1	0	0	9	
		計	35	44	67	40	28	41	30	25	30	26	29	40	435	
相談の状況	3歳未満	男	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	以下は、受信内容のうち「虐待通報・問合わせ等」及び「ノイズを除いたものについての状況である。」
		女	1	2	5	0	0	2	1	0	1	2	0	0	14	
		小計	2	3	6	0	0	2	1	0	1	2	0	2	19	
	3歳～就学前	男	1	5	3	4	3	10	4	2	3	1	3	3	42	
		女	3	4	6	0	2	1	2	0	4	0	0	0	22	
		小計	4	9	9	4	5	11	6	2	7	1	3	3	64	
	小学1～3年生	男	5	2	2	2	1	2	2	3	1	1	1	4	26	
		女	2	6	3	3	3	0	0	0	1	3	1	0	22	
		小計	7	8	5	5	4	2	2	3	2	4	2	4	48	
	小学4～6年生	男	4	2	5	4	3	6	2	0	1	0	3	4	34	
		女	1	2	1	2	0	1	0	0	0	2	0	1	10	
		小計	5	4	6	6	3	7	2	0	1	2	3	5	44	
	中学生	男	2	4	7	1	0	5	3	2	0	2	1	0	27	
		女	4	1	4	1	2	3	1	3	0	2	7	3	31	
		小計	6	5	11	2	2	8	4	5	0	4	8	3	58	
	高校生	男	1	1	3	1	0	0	1	3	0	2	1	0	13	
		女	8	10	17	16	9	8	6	9	16	10	10	16	135	
		小計	9	11	20	17	9	8	7	12	16	12	11	16	148	
	成人	男	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	
		女	0	1	6	4	1	1	0	0	1	0	0	4	18	
小計		0	2	6	4	1	1	0	1	1	0	0	5	21		
計	男	14	16	21	12	7	23	12	11	5	6	9	14	150		
	女	19	26	42	26	17	16	10	12	23	19	18	24	252		
	小計	33	42	63	38	24	39	22	23	28	25	27	38	402		

表2 主訴：児童本人分

平成23年度 (単位：件)

年代・性別		いじめ	友人関係	異性	学業	進路	その他の 学校関係	性格	身体など	家庭	その他	合計
小学1～ 3年生	男											0
	女											0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学4～ 6年生	男											0
	女											0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学生	男											0
	女											0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校生	男											0
	女	2			2	5	3	2		12	1	27
	計	2	0	0	2	5	3	2	0	12	1	27
計	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	2	0	0	2	5	3	2	0	12	1	27
	計	2	0	0	2	5	3	2	0	12	1	27

表3 相談に対する助言・指導等処遇の状況

平成23年度 (単位：件)

処 遇 別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
助言・指導（1回で終了）		30	36	61	36	23	33	22	21	27	23	25	36	373	
助言指導継続	再電話勸奨 ^{注1}	3	6	1	1	0	6	0	0	1	2	2	1	23	
	訪問指導のみで終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	児相 フォロー	電話相談から引継	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
		訪問指導後引継	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		3	6	1	1	0	6	0	1	1	2	2	2	25
他機関紹介	福祉関係機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	教育関係機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	医療機関	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
	他の児童相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
情報提供		0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		33	42	63	38	24	39	22	23	28	25	27	38	402	

注1：経過観察後に再度電話するよう助言したもの等である。

表4 主 訴（年代別・性別）

平成23年度（単位：件）

年代・性別	養護	発達	保健	性	格	被	害	非	行	性	育	成	その	他	合	計
3歳未満	男	1			1							1	2		5	0
	女		4		2								8		14	0
	計	0	5	0	3		0	0	0	0		1	10		19	0
3歳～ 就学前	男		23	1	6		1					2	9		42	1
	女		3		7							2	10		22	1
	計	0	26	1	13		1	0	0	0	4	4	19		64	2
小学1～ 3年生	男		5	2	10		2					1	6		26	3
	女	2	3	2	6		1					2	6		22	1
	計	2	8	4	16		3	0	0	0	3	3	12		48	4
小学4～ 6年生	男	14	2	2	6		2					1	7		34	2
	女	1		1	3							1	4		10	1
	計	15	2	3	9		2	0	0	0	2	2	11		44	3
中学生	男		6	1	13				1			4	2		27	0
	女		3	1	9		1		1			6	10		31	0
	計	0	9	2	22		1	2	2	0	10	10	12		58	0
高校生	男		7	1	1							2	2		13	0
	女	3	123		1								8		135	4
	計	3	130	1	2		0	0	0	0	2	2	10		148	4
成人	男			2									1		3	0
	女			4	1								13		18	0
	計	0	0	6	1		0	0	0	0	0	0	14		21	0
計	男	14	44	9	37		5	1	1	0	0	11	29		150	6
	女	6	136	8	29		2	1	1	0	0	11	59		252	7
	計	20	180	17	66		7	2	2	0	0	22	88		402	13

(再掲) (表4-1)

虐待相談	0
	0
	0
	1
	1
	2
	3
	1
	4
	2
	1
	3
	0
	0
	0
	4
	4
	0
	0
	6
	7
	13

児童虐待 夜間休日相談ダイヤル

(平成23年4月～24年3月)

1. 夜間・休日における児童虐待の相談や通報等に適切に対応するため、電話相談体制を強化し、「児童虐待 夜間休日相談ダイヤル (078-382-1900)」として平成17年7月に発足した。

体制としては、休日（土・日・祝日、年末年始）及び平日夜間（午後5時30分～翌日午前8時45分）に電話相談員を配置し、児童虐待の相談や通報を中心とした電話相談に応じるとともに、緊急ケースについては関係職員や機関との連携により迅速な対応をとることとしている。

2. 電話受付件数（全体）

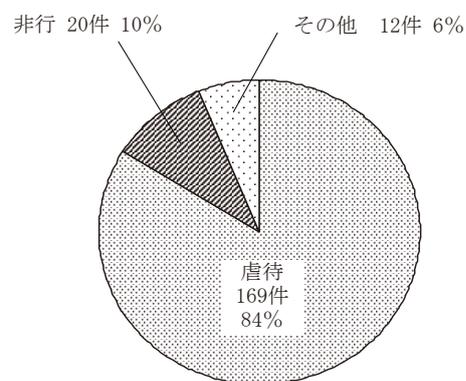
通報が201件、相談が564件、関係機関からの連絡・取次ぎ他2,232件、合計2,997件となっている。1日あたりの受付件数は、通報・相談が合わせて1日あたり2.1件、連絡・取次ぎ他が1日あたり6.1件である。前年度と比べ、1日あたりでは通報・相談は16%の減、連絡・取次ぎ他は5%の減となっている。

3. 通報内容

(1) 内容別内訳

虐待が約8割を占めている。

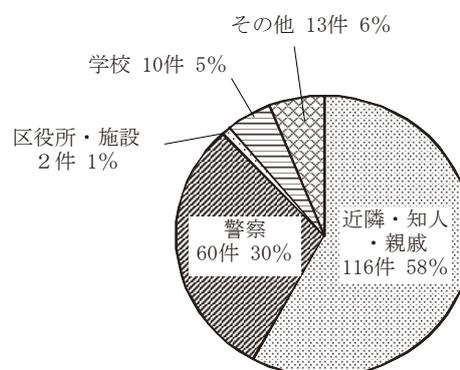
虐待	非行	その他	合計
169件	20件	12件	201件
84%	10%	6%	100%



(2) 通報者

近隣・知人・親戚からが58%と最も多く、次いで警察からが30%となっており、両者で全体の88%を占めている。

近隣・知人・親戚	警察	区役所・施設	学校	その他	合計
116件	60件	2件	10件	13件	201件
58%	30%	1%	5%	6%	100%



(3) 通報時間

時間帯でみると、夜間（平日を含む）が17時から0時までを合計すると54%を占めており、土日祝の9時から17時が21%、深夜早朝（0時から9時）も25%を占めている。

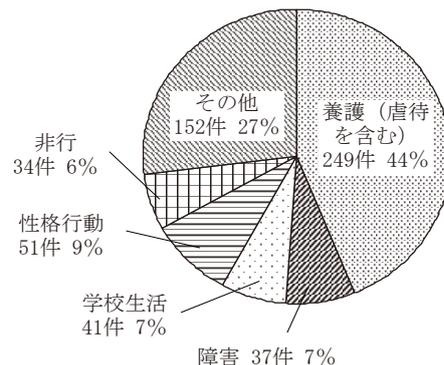
9～17時 (土日祝)	17～21時	21～0時	0～9時	合 計
42件	57件	51件	51件	201件
21%	29%	25%	25%	100%

4. 相談内容

(1) 内容別内訳

養護（虐待を含む）が44%を占め、次いでその他の相談が27%を占めている。

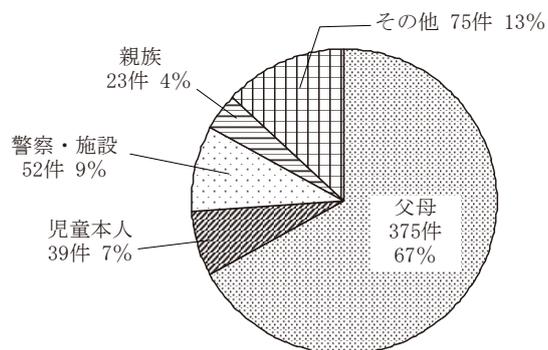
養護 (虐待を含む)	障 害	学校生活	性格行動	非 行	その他	合 計
249件	37件	41件	51件	34件	152件	564件
44%	7%	7%	9%	6%	27%	100%



(2) 相談者

7割近くを父母が占めている。次いで、児童本人、警察・施設となっている。

父 母	児童本人	警察・施設	親 族	そ の 他	合 計
375件	39件	52件	23件	75件	564件
67%	7%	9%	4%	13%	100%



(3) 相談時間

時間帯で見ると、土日祝の9時から17時が32%、夜間が17時から0時までを合計すると54%を占めている。なお、深夜から早朝にかけては14%と前年度に比べてほぼ半減している。

9～17時 (土日祝)	17～21時	21～0時	0～9時	合 計
182件	189件	112件	81件	564件
32%	34%	20%	14%	100%

〈資料〉

統計

1. 平成23年度に受理した相談及び対応の状況

1-1(1) 年齢別・相談区分別件数

(単位：件)

年齢別 相談区分	養護相談		保健相談	障害相談				非行相談			育成相談				計		(再掲)		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害相談	自閉症相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動等相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談	その他の相談	計	いじめ相談	児童被害相談
0歳	25	36	0	3	0	13	0	3	0	0	0	0	0	0	0	80	0	0	
1歳	48	14	1	15	1	59	0	23	0	0	1	0	0	0	0	162	0	0	
2歳	45	24	0	0	0	281	0	46	1	0	1	0	0	0	4	402	0	0	
3歳	53	25	0	3	0	607	1	127	0	0	0	1	0	0	18	835	0	0	
4歳	56	23	0	0	1	257	1	118	0	0	3	0	0	1	17	477	0	0	
5歳	41	20	0	1	0	246	0	106	0	0	3	1	0	0	16	434	0	1	
6歳	45	15	0	0	0	134	1	132	1	0	8	0	0	1	13	353	0	0	
7歳	32	11	0	0	0	89	0	65	0	0	15	6	0	0	8	228	0	0	
8歳	36	14	0	0	0	95	0	77	0	1	11	3	0	1	4	244	0	0	
9歳	30	21	0	0	0	71	1	107	0	0	11	8	0	1	9	266	0	0	
10歳	37	18	0	0	0	53	1	85	0	0	19	7	0	2	3	231	0	1	
11歳	35	22	0	0	0	60	0	79	1	2	17	9	0	0	8	241	2	0	
12歳	26	11	0	1	0	53	0	91	0	19	32	24	0	2	5	279	2	0	
13歳	31	10	1	0	0	52	0	90	0	37	42	30	0	0	3	401	0	0	
14歳	26	27	0	1	0	33	0	95	0	58	34	24	1	0	1	322	0	0	
15歳	26	16	0	1	1	25	0	36	0	31	11	4	0	3	1	156	0	0	
16歳	11	12	0	0	0	20	0	28	0	18	8	5	0	0	2	104	0	0	
17歳	7	13	0	0	0	16	0	19	0	5	11	1	1	0	52	125	0	0	
18歳以上	0	25	0	0	0	2	11	8	0	0	2	0	0	1	47	96	0	0	
計	610	357	2	25	3	2,166	16	1,335	3	171	229	123	2	12	211	5,436	4	2	
1歳6ヶ月児精神発達精密健康診査(再掲)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
3歳児精神発達精密健康診査(再掲)	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	
特別児童扶養手当支給にかかる判定相談(再掲)																			1
里親、養親希望に関する相談(再掲)																			0

1- (2) 相談経路・男女別件数

(単位：件)

性別	経路別	都道府県				市			町			村			児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関	
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関	児童家庭支援センター	児童家庭支援センター	保健所	医療機関						
男		206	0	1,226	91	4	0	11	206	4	43	2	5	294	6	328	14					
女		85	0	520	68	3	0	9	85	3	35	1	0	135	0	81	17					
計		291	0	1,746	159	7	0	20	291	7	78	3	5	429	6	409	31					

性別	経路別	学校等			里親	児童委員(通告の仲介含む)	家族・親戚	隣・知人	児童本人	その他	計	(再掲)			
		幼稚園	学校	教育委員会等								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男		0	21	10	1	3	981	153	8	22	3,639	7	17	0	0
女		2	26	4	2	1	569	125	16	10	1,797	4	14	0	1
計		2	47	14	3	4	1,550	278	24	32	5,436	11	31	0	1

(注) 保健所とは各区保健部をいう。

1-1(3) 相談区分別・対応の状況

(単位：件)

相談区分	対応件数											未処理件数(年度末現在)	施設入所待機(再掲)				
	面接指導		児童福祉司指導	児童委員指導	指導・指導委託 児童家庭支援センター	福祉主事指導を含む 福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	入所	児童福祉施設 (再掲) 法第27条の3によ る家庭裁判所送致	指定医療機関委託	里親委託			法第27条第1項第4号 による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計
養護根拠	児童虐待相談	84	10	10	0	0	0	0	0	0	1	/	0	0	614	0	0
	その他の相談	233	17	0	0	0	0	63	0	0	5	/	0	36	354	0	60
保	保健相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	0	2	0	0
	肢体不自由相談	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	0	28	0	8
障害相談	視聴覚障害相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	0	3	0	1
	言語発達障害等相談	1,991	24	28	0	0	0	1	0	0	0	/	0	34	2,078	0	317
	重症心身障害相談	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	0	13	0	5
	知的障害相談	1,284	2	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	3	1,289	0	293
	自閉症相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	0	3	0	0
養根拠	ぐ犯行為等相談	111	32	0	1	0	0	10	0	0	0	/	0	8	162	0	12
	触法行為等相談	113	34	3	1	0	0	3	1	0	0	13	5	173	0	4	
育成相談	性格行動相談	127	66	3	0	1	0	7	0	0	0	/	2	206	0	52	
	不登校相談	68	30	1	0	0	0	0	0	0	0	/	0	99	0	39	
	適性相談	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	/	0	2	0	0	
	しつけ相談	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	/	1	8	0	4	
その他	その他の相談	195	4	0	0	0	0	0	0	0	0	/	10	209	0	2	
	計	4,262	694	45	12	0	1	110	1	6	13	0	99	5,243	0	797	
(再掲)	いじめ相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	
	児童買春等被害相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	

2. 受理した相談の区分別等の推移

2-1) 相談区分別の推移

(単位：件)

相談区分 年度	養護 相談	保健 相談	心身障害相談						ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	育成相談					そ の 他 の 相 談	合 計
			肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 ・ 言 語 発 達 障 害 相 談	重 症 ・ 心 身 障 害 相 談	知 的 発 達 障 害 相 談	自 閉 症 相 談	計			性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し っ け 相 談	計		
14	591	2	117	500	302	1,892	14	2,825	177	138	193	119	2	10	324	267	4,324
15	556	8	120	621	100	2,089	42	2,972	183	109	275	92	6	24	397	334	4,559
16	585	4	121	1,008	220	1,660	33	3,042	158	150	272	124	4	8	408	295	4,642
17	565	1	108	1,158	236	1,588	32	3,122	119	158	273	63	1	13	350	434	4,749
18	634	1	78	1,381	176	1,563	54	3,252	117	190	307	113	2	4	426	610	5,230
19	641	0	65	1,543	144	1,547	17	3,316	146	264	229	83	2	10	324	482	5,173
20	542	0	54	1,410	215	1,269	15	2,963	119	236	189	98	0	4	291	502	4,653
21	636	0	45	1,512	152	1,372	7	3,088	161	265	194	62	2	4	262	497	4,909
22	932	0	31	1,990	26	1,215	9	3,271	130	155	196	108	1	7	312	423	5,223
23	967	2	25	2,169	16	1,335	3	3,548	171	171	229	123	2	12	366	211	5,436

2-2) 相談経路別の推移

(単位：件)

経路区分 年度	都道府県・市町村				児童福祉施設			警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所等		学 校 等			里 親	児 童 委 員 会	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計			
	福 祉 事 務 所		児 童 委 員 会	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設 関 連			保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等										
	県	市																				県	市	所
14	1,112	9	371	101	4	206	30	313	21	65	2	1	2,026	38	14	11	4,324							
15	1,704	9	289	116	5	195	28	374	32	63	0	1	1,672	38	8	25	4,559							
16	1,669	9	357	61	4	220	34	359	31	36	102	4	1,637	69	4	46	4,642							
17	554	1,219	1	19	28	358	21	58	1	6	232	24	359	19	0	51	117	0	1	1,568	69	8	36	4,749
18	10	1,785	1	65	67	412	66	79	2	0	297	22	348	29	3	51	101	5	0	1,749	90	18	30	5,230
19	4	1,977	1	22	83	278	50	69	0	1	426	19	390	23	6	67	107	6	0	1,545	84	7	8	5,173
20	0	8	1	1,619	474	196	8	60	5	1	379	25	358	17	1	44	75	4	0	1,264	94	14	6	4,653
21	0	43	3	1,825	339	196	13	75	3	6	433	10	348	16	1	55	67	4	2	1,301	143	4	22	4,909
22	0	24	0	1,804	449	275	8	70	6	12	388	16	356	25	1	61	32	5	4	1,388	247	17	35	5,223
23	0	7	0	1,766	450	291	7	78	3	5	429	6	409	31	2	47	14	3	4	1,550	278	24	32	5,436

2-(3) 対応区分別の推移

(単位：件)

年度	処遇区分	訓戒・誓約	児童福祉司の指導	福祉事務所へ送致	児童委員の指導	里親・保護受託者委託	児童家庭支援センター	児童福祉施設入所・通所						指定国立療養所委託	家庭裁判所へ送致	面接指導			その他	合計		
								児童自立支援施設	児童養護施設	乳児院	障害児入所施設	障害児通園施設	その他施設			計	他の機関に斡旋・紹介	継続指導（二回以上）			助言指導（一回のみ）	計
14		2	11	0	0	7	3	21	122	50	82	115	3	415	0	14	88	628	2,692	3,408	370	4,230
15		12	22	0	0	8	2	29	107	48	75	164	1	424	0	2	144	508	2,806	3,958	377	4,305
16		9	26	0	0	3	1	24	120	32	76	136	1	389	0	2	135	519	3,230	3,884	402	4,716
17		18	21	1	0	5	0	21	96	28	83	128	2	358	0	3	126	408	3,111	3,645	547	4,598
18		13	19	0	0	5	0	21	93	27	42	126	2	311	0	5	202	583	2,978	3,763	682	4,798
19		14	13	0	0	5	0	27	67	27	2	3	1	127	0	9	169	641	3,777	4,587	624	5,379
20		14	21	0	0	1	1	20	67	20	4	4	1	116	0	8	121	655	3,344	4,120	633	4,914
21		16	8	0	0	6	1	27	68	31	5	0	6	137	0	8	57	592	3,293	3,942	592	4,710
22		11	8	0	0	7	0	17	58	22	3	2	1	103	0	15	58	747	4,017	4,822	179	5,145
23		1	12	0	0	6	1	15	72	19	2	0	2	110	0	13	45	694	4,262	5,001	99	5,243

平成23年度研修生・実習生受入実績

1. 家庭支援係・養育支援係・養育支援2係

	受入学校名	期 間	人 数
1	関西学院大学	8月2日～8月23日	1
2	関西福祉大学	9月22日～10月4日	1
3	大阪人間科学大学	10月26日～11月11日	1

2. 判定指導係

	受入学校名	期 間	人 数
1	神戸医療福祉専門学校須磨校	5月13日～7月29日	4
2	神戸女学院大学	5月24日～3月13日	1

3. 一時保護係

	受入学校名	期 間	人数
1	神戸女子大学	6月6日～6月18日	1
2	神戸女子短期大学	8月17日～8月27日	2
3	神戸親和女子大学	8月22日～9月3日	1
4	神戸親和女子大学	9月5日～9月17日	1
5	神戸親和女子大学	10月17日～10月29日	1
6	神戸親和女子大学	10月31日～11月12日	1
7	神戸女子大学	2月17日～2月27日	2
8	神戸女子大学	2月29日～3月10日	2
9	頌栄短期大学	3月1日～3月11日	1
10	頌栄短期大学	3月19日～3月29日	3

笑顔を求めて－神戸の児童支援－

—— 平成23年4月～平成24年3月 ——

発行 神戸市こども家庭局こども家庭センター

平成24年8月

電話 078-382-2525

FAX 078-362-0415

所在地 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3番1号

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。